

# 地域の公共サービス改革に関する研究会 議事録

内閣府 公共サービス改革推進室

# 地域の公共サービス改革に関する研究会 議事次第

日 時：平成27年9月3日（木）13:30～17:05

場 所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

1. 開会
2. 公金債権回収に関するこれまでの内閣府の取組について
3. 野洲市取組御報告 ～債権管理における課題と取組～
4. 野洲市取組御報告についての意見交換
5. 京都市取組御報告 ～京都市における「効果的かつ効率的な債権回収の推進」の取組～
6. 民間御報告 ～民間の立場からみた公金債権回収業務について～
7. 京都市取組御報告・民間御報告についての意見交換
8. 全体的事項についての意見交換
9. 閉会

○司会・大表 皆様、定刻となりましたので、ただいまから地域の公共サービス改革に関する研究会を開催いたします。

私、本日司会を務めさせていただきます内閣府官民競争入札等監理委員会事務局の大表と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

冒頭、地方公共サービス小委員会の北川主査より御挨拶申し上げます。

○北川主査 今回、小委員会で地域の公共サービス改革に関する研究会を開催させていただきましたところ、たくさんの方に御列席いただいて、大変喜んでおります。また、御説明いただく両自治体の皆さん、ありがとうございました。

公サ法も10年近くなってきましたが、いよいよ地方の業務にも目が向けられ始めてきて、それも皆さんの御努力のおかげだと感謝いたします。

ただ、地方公共団体にも大小ございまして、こういった業務が、マンパワーやノウハウの不足ということもございまして、また債務者間の不公平、あるいはどうしても取り立てというイメージから、福祉上必要な対策とか、さまざまな点で行政不信の一つになっているという問題について、このあたりを本格的に取り組んでいかないと、地方創生もなかなか難しいだろうということを感じております。したがって、この小委員会では、こういった問題を踏まえて、公金債権回収業務の民間の方にも随分御無理をお願いして、その検討。そして、それらのことをしばらく前に小委員会の報告書としてまとめさせていただいたところでございます。

本日は、2つの自治体の方、さらにはそれぞれ個別の具体的問題・課題が皆さんの御努力の結果、見えてきておりますので、後ほど、そういった会も開催させていただくということでございますので、ぜひその場で忌憚のない意見の交換をしていただければありがたいと思います。

また、今年度の骨太方針で自治体の行革も触れられておりまして、公共部門の産業化とか公共サービスのイノベーション化等々で踏み込んできておりますので、国の対策も当然必要ではございますけれども、むしろこれを受けた形で、あるいはさらに主体的に地方のほうのみずからが参画していかざるを得ないという場面にも来ていると思いますので、本日のこの研究会が皆様にとりましても、あるいは皆さんのような先進的な自治体が御先導いただいて、全国の自治体に関連していくようなことも期待いたしているところでございますので、長時間にわたりますけれども、説明していただく方あるいは説明を受けられる方も、あわせてよろしくようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○司会・大表 それでは、本日の次第でございます。

この後、内閣府官民競争入札等監理委員会事務局より、「公金債権回収に関するこれまでの内閣府の取組」について御説明申し上げます。

その後、「債権管理における課題と取組」について、滋賀県の野洲市より御報告いただ

きます。

さらに、野洲市の発表について30分の意見交換を行います。

意見交換の後、10分間の休憩を挟みまして、「京都市における『効果的かつ効率的な債権回収の推進』の取組」について、京都市より御報告いただきます。

次に、「民間の立場から見た公金債権回収業務」について、弁護士、司法書士、サービサー、公認会計士の方から発表いただきます。

その後、京都市・民間からの発表についての意見交換を35分程度行い、さらに全体的事項について意見交換を20分程度行いたいと存じます。

終了時間は17時を予定しています。

次に、お配りしている資料の確認でございます。

資料1 公金債権回収に関するこれまでの内閣府取組概要。

資料2 公金の債権回収業務～官民連携に向けて～。

資料3 地方公共サービス小委員会報告書概要版。

資料4 委託調査報告書概要版。

資料5 野洲市御報告資料。

資料6 京都市御報告資料。

資料7-1～7-3 弁護士御報告資料。

資料8-1～8-3 司法書士御報告資料。

資料9 サービサー御報告資料。

資料10 公認会計士御報告資料。

このほかに、次第には記載がございませんが、参考資料として、「経済財政運営と改革の基本2015（抜粋）」を最後にお配りしております。

以上、全てそろっているか御確認いただき、不足があるようでしたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、「公金債権回収に関するこれまでの内閣府の取組について」、官民競争入札等監理委員会事務局・渡邊より御報告いたします。

○事務局・渡邊 それでは、ただいまより、「公金債権回収に関するこれまでの内閣府の取組について」、簡単で恐縮でございますが、御説明申し上げたいと存じます。

まず、お配りした資料のうち、資料1と記載のあるものをごらんいただけますでしょうか。「公金債権回収に関するこれまでの内閣府取組」と題した資料になりますが、こちらは平成18年度以降、公金債権回収関連の内閣府の取組を概観した資料になっております。

まず、左側の18～20年度の列をごらんいただけますでしょうか。平成18年に施行された公共サービス改革法に基づき、内閣府の第三者機関である官民競争入札等監理委員会のもとで、国や地方の公共サービスについての市場化テストの導入が検討されてまいりました。その一環として、国・地方の債権徴収について検討する部会として、緑色のブロックにございますが、徴収分科会を立ち上げ、そちらで徴収関係業務についての民間開放を検討す

べく、国や自治体・事業者等へのヒアリングを実施してまいりました。

そして、徴収分科会での検討を踏まえまして、平成20年度以降、こちらの列の下の緑色のブロックでございますように、医業未収金の回収について民間委託をする市場化テストが実施されることとなりました。しかし、委託内容が支払い案内にとどまることなどの理由もございまして、要求水準の達成が困難になるといった事情が生じ、やむなく委託を中断するといった経過がございました。

そういった背景を踏まえまして、改めて公金債権回収業務の民間開放を推進するため、平成21年度以降、監理委員会のもとで新たに地方公共サービス小委員会を立ち上げまして、ここで公金債権回収業務の流れを整理するとともに、担い手となり得る者の整備を踏まえた官民連携のあり方について、改めて提示することを検討することとなりました。

そして、その検討結果を踏まえて作成されたのが、ごらんいただいておりますピンク色の枠で囲まれた「公金の債権回収業務～官民連携に向けて～」という資料でございまして、本日お配りしている資料2がそれに該当するものになります。大変恐縮でございますが、時間の都合上、こちらの内容の詳細につきましての御説明は割愛させていただきますが、本資料につきまして、我々のほうで一般に「手引き」と読んでおりますので、今後の御説明に当たりましても同様に「手引き」という名称で御説明させていただきたいと思っております。

さて、手引きの策定後、これを踏まえて、24年度は3つの関連した取組を実施してまいりました。

それが、まず、①パイロット事業の推進というブロックでございます。これは、公金債権業務について弁護士等への委託を実施し、その結果を踏まえて抽出された業務委託の手法等の標準化を図っていくことを目的とした取組になります。

続きまして、②民間事業者との意見交換でございます。こちらは、民間事業者等との間で意見交換を行い、実際の債権回収業務の委託における課題を整理することを目的とした取組になります。

さらに、③公金官民連携フォーラムでございます。こちらは、自治体や民間事業者が集うプラットフォームを設定し、ここで自治体間の意見交換や内閣府からの情報発信、事例展開を行うことを目的とした取組になります。

そして、25年度は、こういった各種手引に関連した取組をさらに発展させる取組を進めてまいりました。

その1つ目が25年度の列、点線で囲んだブロックが幾つかございますが、上から2つ目のブロック、試行自治体の取組になります。これは、もともとパイロット事業の取組推進について、これを発展的にしたものでございまして、具体的には債権回収業務の民間委託の実施を希望される自治体に手を挙げていただいた上、内閣府の支援のもとで実際に債権回収業務を委託していただき、そこで得られた課題や成果等を調査し、民間委託のモデルの提案を目指すことといたしておりました。

さらに、点線のブロック、上から3つ目と4つ目でございますが、今、申し上げた試行

自治体以外にも好事例を収集するため、内閣府みずから、あるいは委託調査を通じたヒアリングを行ってまいりました。

以上の各種調査結果を踏まえまして、これを25年度末に取りまとめたのが、その右側、ピンク色の線で囲んだ資料3の「地方公共サービス小委員会報告書」と資料4の「委託調査報告書」になります。本日は概要版のみお配りしておりますが、本体につきましては内閣府のホームページにも掲載しておりますので、ぜひごらんいただければと思います。

このうち、特に「地方公共サービス小委員会報告書」につきましては、回収要請と福祉的配慮の要請、一見相反するかのように見える要請につきまして、民間委託を通じて各要請に応えることを大きな理念とした上、試行自治体の実施経過やその他の事例展開、あるいはそれらを踏まえたモデル事例の提示、さらには課題の整理等を行ってまいりました。

また、これら報告書策定の動きとあわせて行いましたのが、一番下にある実線ブロックで囲んだ、自治体債権回収に精通した弁護士等講師による研修会でございます。これは、日弁連や地方の弁護士会の協力を得まして、自治体職員向けの公金債権回収の研修会を実施し、自治体の債権回収ノウハウの蓄積等を支援する取組でございます。直近では、東京、大阪、名古屋、新潟、岡山で開催しております。今年度も11月に山形での開催を予定しております。本日御参加の皆様におかれましても、御興味ございましたら、参加についてぜひ御検討いただければと思います。詳細につきましては、既に内閣府公共サービス改革推進室のホームページで募集案内を掲載しておりますので、そちらをごらんいただければと思います。

以上がこれまでの内閣府取組の概観の御説明になります。

大変恐縮でございますが、今ごらんいただいている資料を裏面に向けていただきまして、ごらんいただけますでしょうか。先ほど御説明申し上げた内閣府で作成した各種報告書類につきまして、資料ごとの取りまとめ内容を抜粋したものでございます。資料ごとに簡単にブロックに分けておりますので、ここで御説明を改めてさせていただきたいと思っております。

まず、一番上のブロックでございますが、資料2の手引きに関する概要をまとめたものでございます。先ほど説明申し上げましたとおり、手引きでは、委託可能な業務の整理のため、実際に委託可能な業務はどういった範囲であるのかといったことや、その担い手となる者について概念の整理を行っております。ここで例示しておりますが、一番上の矢印、公権力の行使に関連する行為につきましては、委託が難しいと整理させていただいた一方で、一番下の矢印でございますような、催告、納付相談等の業務につきましては、弁護士等に委託が可能である旨、整理させていただいているところでございます。

こういった手引きでの民間委託の範囲についての概念整理を踏まえた上、次に上から2番目のブロックでございますが、資料3の「地方公共サービス小委員会報告書」や資料4の「委託調査報告書」では、実際の好事例の展開を目指しております。特に各種報告書では、債権管理、民間委託についての取組を挙げさせていただいております。債権管理においては、ここにあるように債権管理専門部署の設置や生活困窮者対策のための情報共有

に関する取組を御紹介しております。

また、民間委託に関する取組としては、ここにごございますように、税外債権の一括委託や庁内債権の一括発注によりスケールメリットを生かした委託を行うとともに、効率的な回収を実現した事例を御紹介させていただいております。

他方で、「地方公共サービス小委員会報告書」や「委託調査報告書」では、債権管理や回収上の課題の整理もあわせて行っております。それが上から3番目のブロックでございます。各種報告書に記載がございますが、民間委託と債権管理のそれぞれについて、法令上あるいは法令外の課題があることを認識しております、ここではその一部を抜粋して御提示させていただいております。

例えば、さまざまな自治体から御関心が多く寄せられていることをごございますけれども、債権管理に関する課題について、特に法令上の課題として記載がございますが、地方税法第22条による情報共有の範囲に関して、どこまで共有が可能であるかといったことが、課題としてさまざまなところから御指摘を受けておりますので、ここで挙げさせていただいた次第でございます。

そのほかにも民間委託に関する課題等につきまして、各種報告書で御紹介させていただいております。今回の研究会では、これらの課題に関連した取組をされている野洲市、京都市にお越しいただきまして、その取組概要や課題について御報告いただくこととなっております。

駆け足で恐縮でございますが、以上が「公金債権回収に関するこれまでの内閣府の取組」の御説明になります。

最後、まだ若干時間がございますので、別の取組について御説明をさせていただければと思います。大変恐縮でございますが、本日お配りした資料のうち、一番最後にごございます参考資料と題したものを開きいただけますでしょうか。「経済財政運営と改革の基本方針2015（抜粋）」と題した資料でございます。

こちらは、先ほど北川主査のお話にもございましたように、御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、先般、経済財政諮問会議における議論を踏まえまして、いわゆる骨太の方針2015が閣議決定されたところをごございまして、今、ごらんいただいている資料はその一部を抜粋したものでございます。残りの時間を使って、こちらの内容について簡単に御紹介させていただければと思います。

骨太方針2015では、特に地方公共団体における歳出改革のための取組として、今ごらんいただいているページの4. 歳出改革等の考え方・アプローチの〔I〕公的サービスの産業化等が課題として取り上げられたところがございます。具体的にはそのすぐ下の括弧にございますが、自治体業務のうち、これまで外部委託等が進んでいない分野、特にここでは窓口業務等が例示として挙げられておりますが、これらについて適正な外部委託等の加速等が検討課題として示されております。

現在、経済財政諮問会議のもとで経済財政一体改革推進委員会という委員会が立ち上げ

られたところをごさいますて、各種改革に向けた工程表あるいはKPIの取りまとめのための議論が進められており、12月には改革工程表が確定される見込みとなっております。本日お越しの自治体の皆様方におかれましても、骨太方針の関連の動きについて、ぜひ注視していただければと思います。

駆け足で恐縮でございますが、内閣府からの取組説明につきましては以上でございます。○司会・大表 続きまして、公金債権回収に関する取組を行われている自治体による御報告をお願いしたいと思います。なお、御報告に関する御質問等につきましては、後ほど意見交換の中でお願いいたします。

それでは、「債権管理における課題と取組」について、滋賀県野洲市納税推進課・長尾課長、市民生活相談課・生水課長補佐、お願いいたします。

○野洲市・生水 野洲市市民生活相談課の生水と申します。本日は、お招きいただきまして、ありがとうございます。

資料5の「野洲市の報告」という資料をお手元に御用意ください。私のほうからは、庁内連携を軸にした生活困窮者支援について御報告させていただきます。

今、かかっている事案です。滞納している税金を分割して支払いたいと納税推進課に市民の方から電話がありました。職員が話を聞くと、実は借金から逃げるために車の中で生活していると。職員は車中生活している状態では良くないと思い電話の子機を持ったまま市民生活相談課に走ってきまして、相談につながりました。一旦電話を切ってしまうと、もうつながらなくなる可能性がありますので。私のほうでよく話を聞くと、長年の借金生活で過払い金が発生している可能性が考えられました。

そこで、市役所から貸金業者に対して取引履歴を取り寄せ引き直し計算をし、もし過払い金が判明すれば、それを滞納している税金に充当してもいいですか、と尋ねるとそうしていただけたら助かるのでお願いします、とおっしゃってくださったのです。そこで、納税推進課に話をしまして、納税推進課が税法の国税徴収法141条の質問検査権に基づいて、貸金業者の取引履歴を取り寄せました。それを債権管理条例のアドバイザー契約をしている弁護士に計算してもらいましたところ、滞納税金の金額を十分上回る過払い金があるだろうということがわかりました。

すぐに相談者のほうに連絡しまして、弁護士を紹介して、過払い金回収の受任につなげました。取り戻した過払い金については、これは滞納している税金に充当して、残ったお金は相談者の手元に戻ります。今まで借金については、彼はどうせ市役所に相談しても無駄だろうと思い相談することについて拒否されていたのです。これをきっかけに市と信頼関係ができれば、車中生活をしなくてもいい生活に戻れる生活支援につながればと思っています。もし納税推進課の職員が借金に気づかなかつたら、分納納付というのは車中生活の彼には無理だっただろうと思います。野洲市の相談体制は、こうした市役所職員の一歩踏み込んだおせっかいを基軸にしてやっております。

資料の1ページには、滋賀県南部に位置します人口5万人の野洲市の地図を載せていま



す。

資料、2ページをごらんください。野洲市では、市民生活にかかわる総合的な窓口として市民生活相談課を位置づけていまして、ここで現在、正規職員5人を含めて9人の職員で対応しております。また、消費生活相談、生活困窮相談をベースにしていますが、あわせて弁護士・司法書士の法律相談、税務相談、行政相談などの各種専門相談業務を集約する一方で、どこの窓口相談していいかわからない市民さんからの問い合わせや苦情についてワンストップで受け付けて、所管課のほうに御案内させていただく第1相談受付窓口としての役割も担っており何とかワンストップで対応できるように努めております。

資料、3ページをごらんください。市民生活相談課がこうした総合相談ということを経営において担うために、野洲市市民相談総合推進委員会設置要綱を整備しまして、庁内連携の体制を整えています。この要綱は、連携をうたった要綱でありこれを根拠にして連携体制を構築しています。

資料、5ページをごらんください。平成19年に多重債務者の予防と救済を目的として貸金業法が改正された際に、金融庁から全国の自治体に対して多重債務問題改善プログラムが配布されました。これは、多重債務者が自治体に相談に来られたら、丁寧に寄り添って対応することを求めた内容です。けれども、多重債務者の難しさというのは、本当に相談が必要な人がなかなか相談に来られないのが実情です。どうしたら借金に苦しむ人が相談のテーブルについてもらうことができるのか。これが相談業務をする中で一番大きな課題です。

そこでヒントになったのが、借金を抱えている人の多くは、国民健康保険税などの税金とか水道料、市営住宅家賃、保育料にも滞納が多くあること。だったら、市役所の各課の職員が滞納している市民さんに声をかけて借金があることに気づいたら、市民生活相談課に案内してもらい仕組みをつくれればいいと考えまして、平成21年10月、野洲市多重債務者包括的支援プロジェクトを立ち上げました。

これは、市民生活相談課と納税推進課、住宅課、上下水道課など、税金や使用料などを取り扱う8課をチームにしまして、公租公課を滞納している市民さんに対して、「なぜ支払えないのですか」ということを丁寧に聞き取って、もし借金がわかれば市民生活相談課につないでもらい法律家を紹介し、法律上の債務整理や過払い金返還につなげるといった仕組みです。過払い金というのは、本来支払う必要性がないにもかかわらず、貸金業者に支払い過ぎたお金のことです。借入期間が5年以上で、金利が18%を超える場合は、過払い金が発生している可能性が高いです。

市民さんが公租公課を滞納することは、経済生活上のSOSのシグナルです。これを各課の職員がキャッチして問題解決を手助けしていくことで、生活再建を可能にして、それによって支払い能力が回復すると公租公課の納付にもつながるだろうと思っています。

このプロジェクトによって、平成21年から25年の5年間で消費者金融などから回収した過払い金は、人口5万のまちで1億8,400万円です。そのうち滞納している税金等に充当さ

れた金額は1,650万円です。この充当額というのは、過払い金から一括返済の金額のみですので、債務整理をしたことで分納納付ができた金額は反映されていませんから、実際の効果はもっとあります。

野洲市では、平成23年度から24年度の2年間に滞納者の預金の差し押さえを合計96件行っておりまして、預金差し押さえによる強制的な納付額は470万円でした。同じく23年、24年度の過払い金による納付額は487万円。こうして預金差し押さえによる納付と同等以上の効果があることは、数字でもおわかりいただけると思います。差し押さえによって市民さんに怖いという思いを植えつけて徴収するよりも、生活再建を支援して自治体への信頼を確保して、自主的な納税者になってもらうことが望ましいのではないかと思います。

資料の6ページをごらんください。この多重債務者包括的支援プロジェクトの仕組みを起案するとき、各課において個人情報共有できるか、市役所内外のどの範囲まで伝えることができるか。これが取り扱いについて一番課題となりました。そこで、先ほどお話をしました野洲市市民相談総合推進委員会において、税金滞納などの個人情報を市役所内で共有すること。そして、法律家や社会福祉協議会、連携している団体にも共有・情報提供できるようにすることを決めまして、この個人情報の取り扱いに関する同意書を作成しました。そして、市民生活相談課の職員が市民さんから相談を受けるとき、相談者がこれに署名することで同意を得るようにしました。相談者の同意を根拠に、市役所では情報共有をしております。

また、過払い金が回収できた際に、受任している法律家から直接市役所に納付してもらえるように、相談者から代理納付の承諾を得るようにしました。ここの資料にあるとおりです。一般的には、個人情報や守秘義務については役所が取組をできない理由になりやすいのですが、このようにすれば現場が安心しておせっかいして働くことができます。

資料、7ページをごらんください。これは、平成23年3月3日付け総務省地域力創造グループ地域政策課長、自治税務局市町村税課長の連名で全国の税務部局に対して出された生活困窮者対策等における税務情報の活用についての通知です。これは、相談現場で連携するために大変役立ちました。

もう一度、資料、4ページにお戻りください。多重債務者の多くは、借金だけではなく、孤立、失業、虐待、家庭、心の問題など、複合的、また多様な困難も抱えています。悪質商法の被害者の中にも、このような方がいます。そのため、多重債務や悪質商法の単体の相談だけに対してお金を取り返しても、完全な問題の解決にはならないのです。

そこで、市民生活相談課では、消費者行政の枠組みを広げまして、平成23年、24年度には内閣府のパーソナル・サポート・サービスモデル事業を実施しました。そして、25年、26年度には、厚生労働省の生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施して、平成27年4月から施行されました生活困窮者自立支援法の事業を実施し、生活上の複合的な問題を抱える相談者に対して、問題の発見から生活再建までを市役所と地域の総合力で個別的・包括的・継続的に支援する取組を行っています。

詳しくは、14ページ、15ページに野洲市生活困窮者支援事業のポンチ図を載せております。

資料、16ページをごらんください。これは、内閣府の事業でありますアクション・プランを活用しまして、ハローワークと連携して市役所内に就労支援と生活支援を一体的に実施する施設、やすワークと名づけています。これを設置しています。このやすワークには、ハローワークから就職ナビゲーターの方が毎日派遣されてきて、市役所に常勤し、市の生活相談員と一緒に予約制で個別・丁寧に相談対応すると、ハローワークと同じサービスを迅速に提供できるように、求人情報紹介状の端末機を設置しました。これによって相談者の利便性が非常に高まりました。

例えば税金等の滞納者が失業している状況がわかれば、すぐに納税推進課からやすワークにつながり、就労支援を行っています。時には納税推進課の職員もやすワークに同席しています。

資料、18ページから19ページをごらんください。これは、平成26年度の就職決定者数等を載せています。こちらについては、146の方が就職決定しておりまして、この内訳については、生活保護受給者、母子家庭など、課題を持つ方々の就職の実績です。お一人ではなかなかハローワークで活動することが難しい方に対しての支援です。こうした支援によって、平成25年、26年度に生活保護受給者が自立できたことで保護が廃止になったのは11人、一時支給が15人となっています。包括的な支援によって受給者から納税者になっていただいたということです。

資料の10ページをごらんください。国民健康保険税を滞納している方については、命と健康を守る保険証がなくなって、資格証明証、また1年間の短期証になっているのは、生活困窮のサインでもあります。そこで、保険年金課が野洲市国民健康保険被保険者資格証明証等交付要綱を改正しまして、資格証明証の交付対象とされない特別事情の中に、『市長は、国保税を滞納している世帯主が生活困窮状態にあり、かつ、生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者自立相談支援事業の適用を必要とする者であると認めるときは、当該世帯主について特別の事情等を有する者とみなす』とする野洲市独自基準を追加しました。

これをもとに、保険年金課が資格証明証を交付している世帯に対して、市役所に相談に来てくれたら健康保険証をお渡ししますよと書いたダイレクトメールを全て発送しまして、相談のアプローチを実施しました。

11ページをごらんください。こちらがアプローチの事例です。保険年金課からのダイレクトメールを握りしめたお母さんが、市役所の保険年金課に来られました。病院に行きたいので保険証が欲しいと言われたので、保険年金課と市民生活相談課でご相談を聞きました。世帯はお母さんと息子さんの2人暮らしなのですが、息子は長年勤務している会社でサービス残業を強いられておりいわゆるブラック企業で非常に給料も安い、待遇が悪い会社でした。結局、税金も滞納になってしまっている。非常に待遇が悪いから、もう会社

を辞めたいと息子は言っていると、お母さんがおっしゃっていました。

それならば、息子さんの就労支援をやすワークを活用されるように伝え就労支援につながりました。そして、納税推進課にもつながりまして、市民生活相談課で相談対象とする方だということで、特別事情の届出書を出しまして、短期健康保険証を発行しました。そして、就労活動することを条件に、住居確保給付金という家賃助成制度を申請しまして、家賃の心配をすることもなく、就労活動ができるようにつながりました。

やすワークで息子さんの就労支援を開始して、社会保険完備の会社を幾つか紹介して、何とか面接につないだのです。そうしたところ、この方はもともとこつこつ働く非常に真面目な方なので、正社員で給料も25万円の会社に見事就職されました。ここは社会保険も福利厚生もちゃんとしたところでした。それで税務署でお母さんを扶養に取る確定申告をされたところ、所得税で8万円程度、住民税も返る見込みでした。いずれも税金滞納分に充当するとお約束くださって了解いただきました。

その後、お母さんが税務課のほうに来られまして、息子さんの社会保険の扶養に入る手続をしたと報告されました。お母さんが扶養に入ることによって、以降の国民健康保険税の滞納額がふえることもありませんし、分割納付の誓約をしていただきました。今もきちんと納めてくださっています。

こうして活用した制度としては、住居確保給付金、就労支援、確定申告、分納誓約。こうして、ブラック企業に勤めていることが原因で税金滞納している世帯に対する支援をしたということです。

最後に、ことし4月から生活困窮者自立支援法が施行されて、全国の福祉事務所を設置する自治体では、包括的に支援する相談窓口をつくることが義務づけられて、取組が進んでいます。生活困窮している市民をいち早く発見する立場にある債権回収担当の方々が、各種行政サービスにつなぐ相談体制を市役所内に整えることで、市民さんの生活を守ることができるし、それが担税力の回復につながるのかなと思っています。

今日、私は実は本当にうれしくて、何がうれしいかという、こうして納税推進課の課長と一緒にここに座って、皆さんにお話をすることができたことです。生活困窮相談というのは、市民生活相談課にとってはミッションであって、業務なのです。でも、生活再建が大事だよということを幾ら私が言っても、それは同じ自分のミッションであり当たり前のことであって、それを納税推進課の口から、生活再建が大事なのだということを広く話をしてもらえるのは本当にうれしいです。

市民の命を守る、暮らしを守るのは部局を超えて共通した目的でありその目的に向けて市役所が総合力を使って一緒に取り組んでいくことができれば、仕事として本当にやりがいがあるし、モチベーションも高まります。

今日、このような機会をいただいて、本当にありがとうございました。私からの報告は以上です。

○野洲市・長尾 続きまして、23ページからの御報告をさせていただきます。私は、生水

と同じく、滋賀県野洲市で本年4月から納税推進課にて債権管理を含めた業務を担当させていただいております長尾と申します。

本日は、地域の公共サービス改革、特に債権管理条例施行による債権管理の一元化や、包括的な生活困窮者支援について、当市の取組を御説明させていただきます。

野洲市においては、本年4月から滞納債権の一元管理体制の構築及び滞納者に対する納付指導を通じて生活困窮者を把握し、生活債権支援を積極的に推進することを目的として債権管理条例を施行しました。

その背景につきましては、23ページを見ていただきたいのですが、どこも同じかと思いますが、まずは私債権の迅速な放棄の必要性。また、効率的な債権の管理体制というものを必要として認識しているからです。特に後者につきましては、特に大きくない債権の場合、支払い督促等の法的な措置をとらなければならないのですが、担当者にとっては人員的なものもあり、かなりの負担になっておりまして、結果として適切な対応がとられないこともあったことから、これらの対応に対して必要な知識や経験を蓄積する必要も認識されておりました。

次のページへ行きます。経緯につきましては、平成25年度におきまして、本市における債権を効率的かつ効果的に管理することを目的として、野洲市債権適正管理検討プロジェクトチームを関係諸課により設置して、検討しておりました。その中で、先ほどうちの生水が申しあげましたとおり、納税部局と生活部局が連携して債務整理を行い、税込確保に役立った例も多々あったことから、生活困窮支援についての部分の考えを取り入れて、一般の施行になった次第でございます。

うちの債権管理条例の特徴を申し上げます。24ページの下の部分に野洲市債権管理条例と青字で書いてあるものがあるのですが、これはうちの市長が自らつくったものです。ちょっと過激な表現もあるのですが、もちろん納税というのは憲法30条に決められております国民の義務でございます。ですから、税金を納めて当然というのが一般の人の考え方です。ですが、それにもかかわらず、滞納がある。ということは、その背後に何かあるのではないかとということで、滞納は生活状況のシグナルということで認識しております。

後でも申し上げますけれども、市民生活を壊してまで回収をしない、むしろ滞納という事実から、その方の生活状況を推察しまして、できるだけ市民生活相談課につないで生活再建して、それから滞納分をいただく、または放棄したり徴収停止するという考え方が基本にあります。

具体的なものを言いますと、次の25ページ、うちの債権管理条例の第6条におきましては、上位法の地方自治法施行令に徴収停止が書いてあるのですが、それがないものとして生活困窮を挙げております。

そして、次のページをお願いいたします。私債権における債権放棄につきましては、多くの市町村さんでもやっておられるかと思うのですが、生活困窮を理由に私債権の

放棄ができる形になっています。ただ、私債権の放棄につきましても、多くの市町村さんは、決裁とかですのではなくて、いろいろな審査会等でしていると思うのですが、次の27ページを見てください。うちのほうでも債権管理審査会というものを設けて、そこで私債権の一部または全部の放棄を検討するのですが、その中に生活困窮者支援の視点を入れるため、市民部市民生活相談課長を入れて協議をしております。

一般的には、納税部局、総務部局、または部長級、債権を所管している各課で構成しているケースが多いのですが、市民生活相談課長を入れているケースは余りないかと思っております。

あと、特徴といたしまして一元管理ということなのですが、野洲市の場合、4月から施行して一元管理をしていますのは、非強制徴収公債権及び私債権の徴収困難な部分、そして私債権の放棄の部分です。強制徴収公債権の税は、もともと4税はうちのほうでやっておりますので、その部分での一元管理という考え方をとっています。いずれはほかの強制徴収公債権も同じような形で一元化を検討しています。これは今の状況をいろいろ考えて、個別具体的な問題点とかも洗い出して、いずれはしていくつもりではおります。

あと、債権管理業務の効率化という部分ですが、後の課題でも申し上げますが、地方税法22条の関係で情報の共有化は非常に難しい部分があります。そこで、どちらかといいますと、困難事例における協議とか合同研修という部分についての効率化という認識をとっております。

次のページに行きます。野洲市における債権管理事務の状況でございますが、4月に野洲市が債権管理条例を施行いたしまして、ちょっとお恥ずかしい話ですが、細かいルールづくりが未定のところもありまして、ルールづくりと実務が並行して行われているという形になっております。

具体的には、先ほど言いましたとおり、非強制徴収公債権及び私債権の徴収困難な部分をうちは引き受けさせていただくのですけれども、その移管基準が明確じゃないという部分もありまして、現在、それは関係各課と協議しておりまして、今月末には確定予定でございます。その後、10月から11月にかけて移管手続を行い、12月ぐらいから具体的な法手続を開始します。私債権の放棄につきましては、1月から2月に向けて、各課から放棄案件を集め、債権管理審査会を開催し、私債権を放棄した後に、2月から3月に議会へ報告させていただく予定になっております。

1つ説明を忘れましたが、この中の10月の生活困窮者対策合同研修会というものがあります。これは、うちと市民生活相談課との合同で実施予定であり、現在、各滞納関係の部局を持っている部署は、生活困窮者対策の認識とかはある程度一致させてはいます。しかし、窓口はあるけれども、お金のやりとりはない、又は、窓口やお金のやり取りのない課においても、市民との接触が皆無ということも考えられないので、もし、その中に生活困窮者と思われる方がいらっしゃるようでしたら、できるだけ市民生活相談課につなぐ、という認識を全職員に対して深め、全庁一致で行いたいということで、全職員対象に開催す

る予定であります。

これらの業務を行うのに必要不可欠なのは、市民生活相談課と我が納税推進課、そして各滞納整理を担当している債権所管課でございます。これらの連携が必要不可欠であることから、次の29ページをごらんください。本年6月から野洲市債権管理条例等運用連絡会議というものをつくらせていただきました。これは、経過のところでも少し御説明させていただきました野洲市債権適正管理検討プロジェクトチームを26年度末に解散させていただいた後、その後継的な性格をもって新たに本年6月につくりました。

その大きな目的は、債権管理条例の具体的な運用、例えば先ほど言いました債権移管基準の策定とか、運用に向けた関係所管課の連携及び徴収率の向上。そして、これらの業務の中で確認された生活困窮者支援ということになっております。

そして、下のほうに債権所管課、納税推進課、市民生活相談課というのがありまして、この3つの連携なのですが、まず市民生活相談課と債権所管課及び納税推進課との間におきましては、それぞれの課で確認された生活困窮者に関して、できるだけ誘導する、または情報の提供をするということ。もちろん本人さんの同意とかは必要不可欠で、同意がないものはいたしません。また、市民生活相談課のほうから、いろいろなチェックリストとかの共有も含めて行う形になっています。そして、債権所管課と納税推進課との間においては、先ほども申し上げましたとおり、非強制徴収公債権または私債権の徴収困難な部分は、うちで当然引き受けさせてもらいますし、私債権の放棄についても担当させてもらいます。

これらの業務をする中で、収納率向上等を目的とした滞納整理に関する情報交換や合同研修を行うとともに、法的問題が発生したときに備えて、先ほど生水のほうからも少し話がありましたが、契約弁護士による相談・研修サポート。面談は年6回、メールや電話での相談は随時ということで行っております。今年度はできませんが、来年度以降につきましては、徴収率向上を目的とした効果的な徴収方法として、カード払い、ペイジー払いも検討していきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。債権管理事務の効果という部分でございますが、先ほど申し上げましたとおり、うちの市の場合、4月から施行されまして、細かいルールづくりと実務が並行して行われている形になっておりますので、効果というよりも期待している効果と言ったほうがいいのかと思います。債権回収というのは、納税者の公平性を実現するために、法令に基づいて適正に本来の負担者から負担させる。これが本来のあり方であります。もちろん、原則としては野洲市も同じでございます。

ですけれども、取れるから取ってしまう、あるところからどんどん取ってしまうというのはどうか、確かに行政というのは、法令を適正に執行するために市民の方々から税金をいただいています。ですけれども、本来の行政の役割は、市民の最後のよりどころ、市民の生活にとっての最終防衛ラインであるべきではないかという認識があります。市民の方々にもそういうことを認識していただくことによって、長期的な意味での納付意欲の向上

につながるのではないかと、市民に寄り添って、困ったときには頼りがいのある行政を市民に明示してこそという部分を踏まえまして、今回の債権管理条例の設置と、これに基づく連携ということになっております。

これは、行政にある程度精通している、または連絡のとりやすい正規職員同士だから、今の連携ができているものと考えております。民間委託では、そのあたりはなかなか難しい部分があるのではないかと認識を持っております。

2番目の業務の効率化ですが、これは先ほど生水が御説明させてもらったとおり、差し押さえするよりも債務整理のほうが手間も省けて、しかも市民の反感も受けずに納税が生み出しやすいということで効果を期待しておる次第でございます。

続きまして、課題について御説明させていただきます。31ページでございます。さっきも申し上げましたが、情報の共有化が非常に問題になっております。強制徴収公債権、例えば税ですと、バックにある地方税法や国税徴収法によって、財産調査権等でピンポイントに財産を確認して押さえに行けばいいのですが、私債権や非強制徴収債権はできませんから、債務名義を取得したところで、例えば本人の住んでいる半径500mとか1km以内の金融機関を順番に当たっていくとか、そういうことをしない限りはなかなか徴収できないし、結果として取れませんでしたという形になって、費用対効果の点から考えても非常に難しいと考えています。

そこで、うちとしましては、対応策としましては、各課で分納誓約をしているときに分納誓約の条件として、本人に情報開示承諾書をとってもらう形にしていますが、それがどこまで効果があるかというのが非常に難しい。きょうは、地域の公共サービス改革ということで皆さん、来ていただいています。これでは行政サービスの効率化にも全くつながらないので、国の方にはぜひとも地方税法22条の柔軟な解釈、または目的限定でも結構ですので、これを何とかしていただけるような方策を考えていただきたい。例えば生活再建とか困窮者支援のためだけにはオーケーとか、そういう感じにさせていただけると、私たちも非常に助かります。

これは、取るだけではなくて、例えばこの人に財産がないということがわかるためにも、調査権がないと全然動けないという状態になりますので、その部分はもし国の方がいらっしゃるのでしたらお願いしたいと思っております。

あと、課題の2番目につきましてですが、生活困窮者、例えば分納誓約とか納税相談の話をしているときに、クレジットがありますとか就職先がなかなかないのです、という話を当然聞きます。そうなりますと、私たちは市民生活相談課のほうに当然、誘導するのですが、それは結構です、ちゃんとしていますと言って、なかなか来てくれないケースがあります。それにつきましては、各課の相談のときの対応における研修が必要ではないかと考えています。

それと、最初に申し上げました、市役所はあなた方の味方ですよ、だから、安心して相談してくださいね、という市役所のアピールが必要ではないかと思っております。困って



いる市民を行政が自ら見つけて、生活支援につなげて、改善して行って、それが地域の活性化・安定化につながるのではないかと、単なる納税ではなくて、本来、地方行政がしなければならない地域の活性化というものを含めての考え方で動いております。

最後になりましたけれども、最後のページは、野洲市における非強制徴収公債権及び私債権業務の流れでございます。

以上、終わらせていただきます。

○司会・大表 どうもありがとうございました。

野洲市からの御報告では、生活困窮者支援体制や債権管理の一元化、情報共有に関する取組・課題についてお話いただきました。

続いて、意見交換に移らせていただきます。意見交換に当たって御意見等、ある方につきましては、お手数ですが、挙手していただきますようお願いいたします。係の者がこちらへ伺い、ハンドマイクをお渡しいたしますので、マイクを受け取られましたら、差し支えなければ御所属とお名前を述べていただき、発言していただければと思います。いかがでしょうか。

では、清原副主査、お願いします。

○清原副主査 済みません、失礼いたします。地方公共サービス小委員会の副主査を務めております三鷹市長の清原です。きっかけにちょっと質問させていただきますので、私の後、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

生水さん、長尾さん、ありがとうございました。私は、地方公共サービス小委員会の副主査として、きょう、内閣府の渡邊さんが説明してくださいました資料1の右から2番目の報告書策定の理念のところ、「回収促進の要請だけではなくて、福祉的配慮の要請を」ということを発言し、それを報告書に反映していただいた立場です。まさに、回収を促進するだけではなくて、滞納を何らかの理由でされている方の生活再建を、就労を初め、されている、生き生きとしたこれまでの事例をお話ししていただきまして、私は大変心強く思いました。

基礎的なことで確認をさせていただきながら質問させていただきますが、市民生活相談課というのは、生活保護制度についても所管をされているところでしょうか。

○野洲市・生水 いえ、生活保護については社会福祉課が所管しておりますので、うちは市民部の市民生活相談課であって、生活保護は所管していません。

○清原副主査 と申しますのは、5ページの図には、いわゆる生活保護の部署がちょっと見当たらなかったのです。高齢福祉課、子ども課、保険年金課、納税推進課、学校教育課、上下水道課、住宅課という公金の債権を持っているところはあらわされていたのですが、社会福祉課がなかったものですから、私としては、大きな成果として生活保護の受給者から納税者へ変わったということは、生活福祉担当部門と市民生活相談課との有機的な連携があるのかなと思ったものですから、確認させていただきました。

○野洲市・生水 ありがとうございます。

実は、こちらの多重債務包括的支援プロジェクトについては、いわゆる公租公課の債権を持つところをチームにしてやっていて、生活保護の返還金は入れていないのです。ただ、社会福祉課とは非常に連携していて、ほとんどどちらの課の職員がどちらに座っているかわからないぐらいの状況にはなっています。

○清原副主査 ありがとうございます。恐らくそうだろうと思いました。

次の質問は、6ページの「個人情報の取り扱いに関する同意書」を生かされてきたという経過がとても重要だと思いました。

そこで、29ページの図では、これまでの委員会組織を改めて、「債権管理条例等運用連絡会議」と改組されて進められているときに、ちょっとお聞きしたいのは、下の★のところです。「徴収業務における契約弁護士による相談・研修サポート」とあります。この間も、いわゆる過払い金の確認とかで、弁護士の方あるいは司法書士の方等々、恐らくは連携されてこられたであろうと思います。そして、今後もそうされていくのだと思うのですけれども、これはケース・バイ・ケースにされているのでしょうか。契約弁護士さんとの契約のあり方はどのような内容でしょうか。。

つまり、野洲市さんの場合は庁内連携を強固にすることによって、市役所の力で一定程度、生活困窮者支援を完結されていると思うのですが、外部の弁護士さんや司法書士さんとも結ばれているからこそ、より合法的なやり方をしてこられたと思うので、弁護士さん、司法書士さんとの関係について、もう少し何かエピソードがあれば教えていただければと思います。

○野洲市・生水 わかりました。

実は、もうじき報告書のほうをインターネットで上げますが、弁護士、司法書士との連携は年間で135件ありまして、毎日、誰かとしゃべっている状況です。きょうもお越しになっている日司連の小澤先生にも本当にお世話になっております。

実は、多重債務の話で、市役所の中で完結するというのではなくて、債務整理においては法律家の先生方のお力をかりるということは非常に大事なことだと思っています。というのは、相談者の生活再建において、法律家の視点で相談者のサポートをきちんとしてくださる方が、その相談者の方に寄り添うことが大事である。それと、単に過払いだけを市役所に納付いただくということではありませんのでね。

それと、法律家の連携のエピソードとしては、高齢者問題の一つである高齢者虐待とか家庭の中の虐待、ネグレクト、労働問題、失業、いろいろなところに法律の問題があります。債務整理だけではなくて、こうした困窮相談の中で法律家との連携がなければ解決できない事案が非常に多いのです。しかしながら、市役所というのは、顧問弁護士以外にダイレクトに弁護士や司法書士とつながり合うということがとても苦手なのです。

ここで市民生活相談課が、何の権限もない課だったのですが、唯一メリットがあったのが、滋賀県で貧困問題に取り組まれている司法書士、弁護士の先生の携帯を押さえていて、自由に連絡を取り合っていて、いろいろな方々の御意見を活用して相談者の支援に当たってい

ただけるところだと思うので、この連携を仕組みに落とし込んだのが今回のプロジェクトであって、再建管理条例なのです。法律家との連携がなくては、相談支援というのはできないと考えています。

○清原副主査 ありがとうございます。

最後に、2ページに市民生活相談課の職員体制があります。課長さんと元気な正規職員3名と、派遣職員と。そこで、先ほど内閣府の関係で、消費者行政推進事業で嘱託の消費生活相談員と。それから、厚労省のモデル事業の生活困窮者支援事業で嘱託相談員2名とありますが、このプロフィールなのですが、嘱託の方や臨時職員、派遣職員の方の中に、何らかの形で消費者相談員の資格を持っていच्छるとか、あるいは法律とか司法とかに何らか長けていच्छる方を選んでいच्छるのか、それとも市民の皆様に寄り添えるような、相談員としてふさわしい方を選んでいच्छるか、職員体制について教えていただきたいと思います。

○野洲市・生水 わかりました。この正規3名のうち、私も含めて、今、消費生活相談員の資格を持っている者は2名おります。もう1名、新人の職員が配属されまして、ことし消費生活相談員の資格試験を受けます。受かる予定です。消費生活相談員資格を持つ嘱託相談員も配置しています。それと派遣職員というのは、社会福祉協議会から出向していただいている職員さんで、この方はケアマネジャーと社会福祉士の資格を持っています。そのほか、生活困窮者支援事業費で雇用している相談員は、それぞれ社会福祉士とファイナンシャルプランナーの資格を持っています。

どういう資格が必要なのかというご質問ですが、資格は確かにあったほうが武器になるかと思っています。知識も要ります。でも、一番大事なのは、市民さんに寄り添って、その方の心をきちんと酌み取って、その方の生活再建をどうしていったらいいかという気持ちの問題だと思っています。コミュニケーション能力等も含めて、その方が本当に市民さんに寄り添って、この仕事に誇りを持って働いてくださるような環境も整えていきたいと思っています。

○清原副主査 どうもありがとうございました。

それでは、皆様、よろしくお願ひします。

○司会・大表 では、ほかにどなたかいらच्छいますでしょうか。そちらの窓側の方、お願ひいたします。

○福岡市・山田 福岡市の財政局財産活用課・山田と申します。大変勉強になりました。ありがとうございました。

大きく2点、お伺ひしたいのですが、まず30ページ、債権管理事務の効果の、何故、今、生活困窮者対策なのかということですが、福岡市の場合は、払えるのに払わない滞納者の対策で手がいっぱい、生活再建まで目が向いていないという状況です。野洲市さんの状況ですと、そういった滞納者の対策をやりつつ、並行してこうした生活再建をやっていくというスタンスなのか、それともそういった滞納者の対策からシフトして

生活再建のほうに移られているのかというのを伺いたいのと。

もう一点、過払い金の回収の関係で、5ページに実績を載せていただいているのですが、これは私が聞き漏らしていたら申しわけないのですが、消費者金融を第三債務者として過払い金を差し押さえて回収して充当するという形ではなくて、あくまでも弁護士さんのほうが整理されて回収したものを、公租公課のほうに充てられているという形なのか、どちらなのかというのを教えていただきたいのと。

弁護士さんの費用というのは、この図を見せていただくと、債務整理のほうにとなっていますので、回収した代金等から払われているのかというのを教えていただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○野洲市・長尾 それでは、一番最初の質問にお答えさせていただきます。おっしゃっているとおり、払えるのにもかかわらず払っていない。それは、当然強硬な策をとらざるを得ません。ただ、それを確認するのに、税の場合でしたら質問調査権があつて、差し押さえもすぐできるのですけれども、今後、徴収困難でもらう私債権とか非強制徴収債権については、なかなかその情報がない。それがもし地方税法22条の解釈が緩やかになると、この人は本当に払えないのか、それとも実は、言っているだけという場合もあると思えますので、少し話はずれますが、地方税法22条の緩やかな適用をお願いしている次第です。

本来は、おっしゃっているとおり、何もかもが生活再建と言うつもりはありません。ただ、お話の中でそういう人がいれば、当然こちらのほうのお話は持っていく、ですけれども、全然来ないとか、反応のない方には、差し押さえもしていきますし、それなりの預金とかも調べさせてもらいます。会社に照会するだけでも、御存じだと思いますけれども、反応がありますので、それなりのことはさせていただきます。

以下の質問は生水からお答えさせていただきます。

○野洲市・生水 5ページの金額については、市民さんを債務整理のため法律家につなぎ受任されて、過払い金を回収し、法律家から直接代理納付いただいた金額ですので、こちらについては差し押さえではなくて、債務整理によって回収した金額です。

また、債務整理に係る弁護士、司法書士の費用については、市役所は1円も払っていません。これについては、市役所は何の予算化もしていないし、払うことはありません。というのは、債務整理については相談者が法律家の先生と直接、受任契約をされますので、その契約の中で相談者が報酬費をお支払いされる。もしその相談者が法律家の報酬についてお支払いをする資力がなければ、それは法テラスの法律扶助制度を活用することができますので、市役所が過払い金回収、債務整理をする費用については、何もお金を払っていません。

ですから、こういったことについて市役所は、先ほどの債権管理条例において契約弁護士とは違うということです。

それでよろしかったでしょうか。

○福岡市・山田 ありがとうございます。

○司会・大表 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。そちらの方、お願いします。

○新潟県・脇 新潟県財政課の脇と申します。大変勉強になりました。ありがとうございます。

債権回収一元化の経緯について、野洲市さんと今回の事務局の方に御質問させていただきたいのですが、先ほどお話があったとおり、地方税法22条の守秘義務というのが、実際の債権回収や、先ほど野洲市さんのほうでも話があったとおり、最終的に返済がどうしても困難な案件を債権放棄という形で、野洲市さんも債権放棄審査会をやっている。その際の納税状況が重要になってくるのです。

1点だけ質問させていただきたいのは、最初にいただきました内閣府の取組②の一番最後、課題を踏まえたヒアリング・協議等の一番下に「22条の解釈等についての協議」とありますが、こちらの今後の方向性とか、こういう形で進めていきたいという動きとかビジョンがありましたら、教えていただければと思います。債権の専門部署の設置についても、私どものほうでは設置しているのですが、他県で税務課所管で一致しているところに情報をどういうふうに管理しますかというとき、この22条の壁というのが見受けられるものですから、債権の専門部署一元化という観点から、非常に重要なファクターになるかと思えますので、御意見があればいただきたいと思えます。

○司会・大表 ありがとうございます。地方税法22条の取り扱いについて、今後に向けた取組という質問でよろしいですかね。

○事務局・渡邊 それでは、事務局から、今の御質問に対して御説明させていただきます。

これまでの課題整理の中で、地方税法22条についてのお話はいたるところで伺っているところがございます。

その中で、ぜひ本日、皆様に伺いたいと思っているところですが、情報共有に当たって、どこまでの範囲を、あるいはどういった条件で、生活困窮者対策のためとか、ほかには債権回収促進のためとか、いろいろあろうかと思えます。本日のさまざまな議論の中で、どういった視点から情報共有を行っていきたいのかということをお客様から御忌憚のない意見を伺えればと思っております。

○司会・大表 今のことに関連して、何か御意見、御要望などがある自治体様はいらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

○秦野市・柳川 神奈川県秦野市の債権回収課長・柳川です。

うちは、債権管理条例の中で、一番最初に税情報の相互利用をやらせていただいています。実際に一番多く使われているのは、とれない情報。要するに、滞納者にとって不利益に当たらない情報が8割方。移管を受けて移管案件をもらうのですけれども、8割はとれない。それがとれないことをわからせてあげないと担当に持っていけないので、うちのほうの交渉記録、財産情報を全部出させて、これはとれないから徴収停止して欠損処理をし

てほしい、あるいは債権放棄してほしいというのに使わせていただいております。

あと、我々に来た案件については、非常に難しいので使ってしまう。使ってしまうのだったら、条例に載せておいたほうがいいのではないかという形で条例設定させていただいております。

以上です。

○司会・大表 ありがとうございます。

ほかに事例などがある自治体様、いらっしゃいますでしょうか。

そうしましたら、ここで事前にいただきましたアンケートの結果について御紹介させていただきます。口頭で恐縮ですけれども、本研究会では公金債権回収に関する実施状況等について、本日御参加いただいた自治体様に事前にアンケートをお願いしておりました。本日までに44の自治体様から御回答いただきましたので、この場をおかりしましてアンケートへの御協力についてお礼申し上げます。

アンケートでは、特に自治体の方々の関心が強いと思われる債権管理の一元化、債権管理専門部署の設置の導入状況について、お伺いしました。回答状況を見ますと、債権管理の一元化、債権管理専門部署の設置を導入されている自治体数は44中18ということで、全体の約41%でした。他方で、導入されていない自治体数は26で、全体の59%で、導入している自治体のほうが少ないという結果が出ております。

一元化を導入している自治体に導入理由をお聞きしたところ、一元化により、債権管理の効率化を図るためというのが一番大きい結果になりまして、債権管理専門部署にて、債権所管課の債権回収事務を補助・監督するためという理由と、債権管理専門部署にて、債権所管課の代わりに自ら債権回収を行うためという理由も、ほぼ同数の回答を得ております。他方で、一元化を導入していない理由としましては、債権管理を一元化するためのシステム改修等、費用捻出が困難という理由が最も多く、次いで、債権所管課が債権管理専門部署へ過度に依存しないか懸念されるという意見が挙げられております。そのほか、税務情報の共有にも地方税法上の制限があること。先ほどの話でありましたが、こちらも指摘されております。

さらに、一元化を導入している団体に滞納者の税務情報の利用状況について尋ねたところ、税以外の強制徴収公債権の管理・回収にも税務情報を利用しているという自治体が最も多く、税以外の債権の管理回収に税務情報を利用していないという理由が次に多かったということになっております。

以上は、あくまで事前アンケートの結果であり、全国の自治体の傾向を示しているわけではありませんが、この結果を踏まえますと、一元化や専門部署設置の要請というのは認識されつつあるのかなという一方で、導入に当たってはさまざまな課題があることが見てとれると思います。

ほかに何か御意見ある方、よろしいですか。そうしましたら、ここで一度休憩の時間とさせていただきます。

○事務局・渡邊 先ほど簡単に御説明させていただきましたが、野洲市さんの御説明、秦野市さんの御説明もあったように、特に地方税法と個人情報の関係の取り扱いについてさまざまな問題を抱えているということで、本日の皆様におかれましても課題にされておられるのかなと思います。内閣府としましては、この点も引き続き検討を進めていきたいと考えておりますので、説明の補足とさせていただければと思います。

以上でございます。

○司会・大表 野洲市さん。

○野洲市・生水 済みません、せっかく全国から税務部局の方が来られておりますので、お願いがあります。

今、生活困窮支援を取り組む自治体で一番多く質問が出ていて、悩まれているのが、庁内で連携ができないということです。私は税務部局の方が動いていただく、生活再建の視点を持っていただいて、ぜひとも生活困窮者支援の部局に声をかけていただいて、一緒にやっということを言うことが一番効果があるのだと思うのです。連携を動かせるためには、税務部局の方のお力なくては、市役所は動かないと思っています。ぜひとも、これを機会に市役所の中の皆様方にお声かけいただければと思います。

済みません、最後に。ありがとうございます。

○司会・大表 生水さん、どうもありがとうございました。

では、これから休憩にしたいと思います。15時ちょうどから再開いたしますので、よろしく願いいたします。

(休 憩)

○司会・大表 それでは、時間になりましたので、研究会を再開いたします。

先ほどの意見交換の中で、まだ聞こうと思っていただけども、手が挙げられなかったという方がいらっしゃいましたら、最後にまた意見交換の場を設けてございますので、そのときに御発言いただければと思います。

それでは、「京都市における『効果的かつ効率的な債権回収の推進』の取組」について、京都市資産活用推進室山村資産管理課長、天野債権回収促進係長からお願いいたします。

○京都市・山村 ただいま御紹介いただきました京都市行財政局資産活用推進室の山村と天野でございます。よろしく願いいたします。早速でございますけれども、私のほうからは、本市の債権管理の現状と課題を簡単に御報告させていただきまして、民間活用とその課題等につきまして、天野のほうから引き続いて御報告させていただきたいと思っております。

お手元のレジュメを見ていただきたいのですが、まず1ページにございます京都市の収入未済額の状況を御報告したいと思います。平成26年度の決算で185億円に上っております。グラフを御覧のとおり、年々減少しつつあるのですが、市税と国保の収入

未済額の縮減が基本的に進んだ結果でありまして、その他の生活保護費の返還金とか母子寡婦福祉資金貸付金、いわゆる非強制徴収債権、私債権関係については、その縮減というのが課題になっている。ここは余り減っていない。むしろ増加しているという状況でもございます。

2ページ以降については、京都市の債権管理の取組についての記載をさせていただいております。

市税においては平成7年度から、国民健康保険料においては平成9年度から、徴収対策に係る会議体を設置しておりまして、区ごとに目標徴収率を設定するなど、ある程度組織的・計画的取組を先行的に実施してきております。また、これらの債権では、各区に徴収職員が配置されているなど、一定の人員体制が確保されているということもございまして、先ほど申しましたように、市税・国保に関しては我々、他の政令指定都市と比較しましても、それなりに比較的高い徴収率は確保しているところでございます。

一方で、その他の債権につきましては、その大きな債権の陰に隠れていたところがございます。余り顕在化していなかったということもございますけれども、皆さん、どこの自治体でも正直ある問題だと思っておりますけれども、債権回収に専任する職員の配置がない、どうしても兼務でやっているということもございます。十分な時間を債権管理回収に割くことはできない。その上で知識やノウハウの蓄積もなかなか進まない、継承も進まないという実態が正直ございます。

一方で、厳しい財政状況の中で職員の配置もなかなか厳しいという現実もある中では、本当に効果的・効率的に債権回収を推進していく必要があるということもございます。それから、もちろん納付の公平性を確保していかなければならない。京都市は、ある程度皆さん御存じかもしれませんが、住民1人当たりの市税収入は低い。財政基盤がそういう意味では弱い都市でございまして、ある一定の自主財源の確保というのが非常に大きな問題でございます。

財政的にも非常に危機的な状況に陥ったということもございまして、平成24年度に策定した本市の基本計画を推進する実施計画におきまして、効果的かつ効率的な債権回収の推進をきちんと位置づけることにいたしまして、統括部署による支援とともに、民間のノウハウや知見も可能な限り活用させていただきまして、債権回収体制を強化することとしております。

先ほど申しましたように、税・国保は体制が一定整備されておりまして、実績を上げていることもございます。その意味では、本市の統括部署という考え方については、係長1、係員1という、現実、かなり限られた体制でございまして、基本的には債権所管局による、分散管理をベースとしながら、我々の統括部署につきましては、専門的かつ総括的な、ある意味事務局的な支援機能を担っている体制になっております。この取組をスタートしたのは平成24年度からということもございますので、京都市はどちらかというと後発組に入っていると思っております。



そういう意味では、申しわけございませんが、きょうの発表についても、先進的な取組まではなかなか至っていないのかなと思っているのですけれども、我々も後発隊として、先行自治体さんの取組とか、内閣府さんが作成されました『公金の債権回収業務』などを参考にさせていただきまして、今日まで民間活用のほうも推進してきた結果、民間活用ということでの一通りの御報告ができるのかなと。それが京都市の一つの特徴であるのかなと考えております。

もちろん試行錯誤しながらやっているところでございますので、本日は、この後、京都市の民間活用の取組状況と抱えている課題について、悩みも含めて皆様と共有させていただきまして、今後の解決に向けた議論にさせていただければ幸いですと考えております。

それでは、引き続きまして天野のほうから説明させていただきます。

○京都市・天野 それでは、説明させていただきます。資料につきましては、簡単な記載になっておりまして、申し訳ありません。口頭での説明が中心となりますが、よろしくお願いたします。

資料3ページの「民間ノウハウの活用による体制強化」をごらんください。債権回収業務委託などの個別の取組について、これから3ページから4ページにかけて御報告させていただきますが、これらの取組を推進していくに当たっては、全庁の債権管理の状況を正確に把握する必要がありました。このため、本市でまず行ったことは、庁内の全ての債権を対象にした未収債権の一覧の作成でございました。

この一覧は、債権ごとの調定額とか収入未済額とか不納欠損額などを毎年の決算ベースで取りまとめているものですが、数値のみではなく、例えば強制徴収公債権、私債権などの債権の種別とか、債権管理台帳の整備状況、督促の実施状況、あとは各債権の徴収担当者の氏名などについても、あわせて確認しております。

委託化や研修の受講などについては、債権所管課や職員の自発性にだけ任せてしまうと、なかなか進みにくい部分もありますので、この一覧をデータベースにしまして、ヒアリング対象債権の選定とか研修受講対象者の把握、新たな委託化を検討する際の対象債権の確認などを行うとともに、研修の受講の勧奨とか債権所管課への取組の導入依頼、委託化の働きかけなどについても、この一覧をもとに活用しているところでございます。

それでは、具体的に資料に沿って御説明いたします。

まず、研修の実施についてでございますが、本市では債権管理の適正化・効率化を図るためには、債権管理に携わる職員の育成が重要であると考え、研修の拡充に力を入れておりまして、体系的かつ多様な研修メニューを組んでいます。研修の受講者は、延べ人数になりますが、毎年度500人前後、多い年では800人以上の職員に研修を受講してもらっております。

研修は、職員が講師を務める研修、研修企画会社等のプロの講師による研修も実施しておりますが、特に京都弁護士会さんと契約して実施している研修については、講師を務めていただく弁護士さんと研修の企画段階から綿密に打ち合わせを行いまして、一連の研修

の中で、法的知識や法的措置の手續に関する内容については弁護士さんがされて、債務者との折衝とか庁内手續などについては職員がそれぞれ講師を務めるなど、役割を分担しつつ、連携して研修を実施しております。

一緒に研修をつくり上げていくことによって、私どもは弁護士さんの法的知識等を吸収することができますし、弁護士さんにとっても、自治体の債権管理の実情とか課題について把握していただくこととなりますので、双方にとって得るものがあるのではないかと考えております。

次に、「弁護士等による債権回収に係る相談業務の実施」についてです。この取組は、京都弁護士会の顧問弁護士紹介制度を利用して、紹介していただいた弁護士さんと契約を締結し、専門的助言等が必要な場合に相談を行っているものです。相談の流れとしましては、債権所管課からの相談を一旦、私どもの資産活用推進室で受け付けまして、当室で回答できる場合は回答して、専門的な助言が必要な場合は弁護士さんに相談するという形をとっています。

工夫した点としましては、資料の矢印のところに書かせていただいておりますが、当室において弁護士さんとの連絡調整とか相談内容の精査、要点整理、相談時に同席するなど、できる限り相談がスムーズに行くように配慮しているところです。

課題については、相談件数が伸びていないところですが、これはほとんどの案件については、当室において回答できる内容であるということでもあります。ただ、件数としては少ないのですけれども、相談する案件についてはかなり困難な案件ですので、実際には相談1件について、長期間にわたって継続的に御相談させていただいているという場合が多くなっております。

続きまして、4ページの「債権回収業務委託の推進」をごらんください。本市において、現在、債権回収業務を委託している債権は、母子寡婦福祉資金貸付金と市営住宅使用料になります。契約手法については、当初は両債権とも公募型プロポーザル契約でしたが、市営住宅使用料については、委託開始から6年ほど経過しておりまして、ある程度委託内容が確立してきたことや、業者選定に係る事務負担を軽減するというところで、最近では委託内容を仕様書で詳細に規定しまして、公募型見積もり合わせ、いわゆるオープンカウンター方式によりまして受託者を選定しております。

委託するに当たっては、予算の確保、債権のデータ整理、受託者の募集、契約手続と、債権所管課に一定の負担が発生するため、債権所管課において自発的には委託化に向けて、なかなか取り組みにくい状況にありますので、当室において契約書・仕様書の作成支援とか受託者の選定手続の支援を行うとともに、委託費用を当室で確保しておりまして、実際に委託ができれば、当室から予算を渡すという形をとっておりまして、債権所管課に委託化を勧奨しまして委託の拡充を図っているところでございます。

次に、「市外債権に係る現地調査業務委託の実施」についてでございます。自治体での委託事例はそれほど多くないと思われますので、少し詳細に説明させていただきます。こ

の現地調査業務は、サービスさんが兼業業務として法務省の承認を受けて実施されているもので、主な委託内容は、京都市外に転出した債務者に関する居住実態調査、連絡依頼文書の手渡し、または投函ですが、そのほかにも住居や車などの財産の写真撮影、あと電気・ガスなどのお客様番号の調査なども可能です。

当初、調査権限や財産差し押さえの自力執行権があり、実態調査の結果を活用しやすい強制徴収公債権を主な委託対象と想定しておりましたが、調査員の方が直接訪問されて、不在の場合でもサービス名の入った書面を差し置きされることとなりますので、間接的な催告効果も期待できるため、非強制徴収債権についても委託効果が十分にあると考えています。

資料の委託実績の表を見ていただきたいのですが、例えば平成26年度でしたら、居住実態が確認された41件のうち15件、約37%の滞納者から連絡があるなど、例年、居住実態が確認された案件の約3割から4割の滞納者から反応があるような状態です。委託案件は、今まで文書催告や電話をしても反応がない滞納者が中心ですので、そのことを考えますと、反応率としてはかなりいいのではないかと受けとめております。

表の右端の金額については、調査を実施した2カ月後に効果測定を行っているものですが、実際に納付が確認できた額を記載しております。実際には、2カ月後以降も分納誓約に基づきまして継続して納付がある場合ですとか、この後に調査結果を活用して財産を差し押さえて換価した案件もありますので、委託経費に見合った効果があると考えております。

課題としましては、これは本市側の要因によるものですが、調査結果の活用が十分でない債権もあるということと、特に執行停止などの債権を整理する方向に、調査結果の活用が十分にできていないということが課題だと考えております。

あと、この委託実績の表の上に斜体で「兼業業務に関する情報の把握が困難」と書かせていただいているのですが、これは現状では、兼業業務の情報を得ようとする場合に、それぞれのサービスさんに個別に確認しないと、こういった兼業業務があるか、なかなかわからない状態だと思います。

例えばホームページ上で承認を受けている兼業業務名の記載があるサービスさんの一覧を掲載していただいたり、例えば集金代行業務とか現地調査業務とか、そういう兼業業務の類型ごとに承認を受けているサービス名がわかるようになっていると、新たに委託を検討する際とか委託業者さんを募集する際に大変便利でありますし、委託の推進にもつながるかと思っておりますので、この機会に御検討いただけたらと思っております。同じ集金代行業務でも、承認の内容が個別には異なると思っておりますので、難しい面もあるのかもしれませんが、御検討いただきますとありがたいと考えております。

続きまして、「3. 民間委託推進上の課題等」をごらんください。

まず、債権回収業務委託に関する課題についてでございます。先ほど御説明しましたとおり、本市では母子寡婦福祉資金貸付金の債権回収業務を弁護士さんに委託しております

が、委託金額が約2.6億円であるのに対しまして、未収債権額は実際には約15.5億円ございます。

未収債権額の中にはかなり古い時期の債権もありまして、委託の対象とするのが困難な債権もあるのですけれども、比較的新しい債権であっても、システムはあるのですけれども、システムでは時効の管理ができないことから、各区役所に紙台帳で貸付台帳があるのですけれども、そこから債務承認している時期等をチェックしていくという作業が必要になっておりまして、委託対象債権をなかなか一気に拡大できない状況にあります。回収業務を委託する前段で、まずデータの整理業務を委託しようかと真剣に検討したほど課題であるという状況でございます。

新たに別の債権についても委託していきたいと考えているのですけれども、紙台帳で管理する債権とか、システムとエクセルの両方で管理している債権とか、債権データの管理方法が整っていないのが現状でありまして、多くの債権でデータの整理が委託に向けての課題となっております。

2つ目に課題として挙げさせていただいているのは、委託しても費用対効果が見込めない債権の存在です。本市には約25億円の未収債権があるものの、回収可能性の低い生活保護費の返還金などの債権とか、約6億円の未収債権があるのですけれども、1件当たりの債権額が最大で15万円、平均10万円に満たないような生活資金貸付金など、委託したいと考えているのですけれども、委託に至っていない債権がございます。これらは、今、試行錯誤している状態なのですけれども、例えば委託料を成功報酬と着手金の二本立てとするなど、受託していただきやすいような料金体系についても検討しているところでございます。

3番目は、委託期間に関する課題でございます。委託を行った場合、受託者側では事務構築費用が発生いたしますし、特に成功報酬制の場合は、委託期間中の分納合意に基づいた履行があっても、委託期間満了後であれば委託料の支払いの対象とはならないということで、どうしても受託のハードルが高くなってしまうというのがあります。本市では単年度契約なのですけれども、契約上、双方が合意した場合は一定の条件を設けまして、3年を限度にして委託契約を更新できることという規定は設けているのですけれども、それでも受託者さんにとっては、不確定要素として一定のリスクを抱えていることになると思われれます。

次に、5ページをごらんください。これは根本的な課題になりますが、債権回収業務を委託することにより、本市のこれまでの取組では回収できなかった債権について、少なくとも額の回収ができるため、委託効果は十分にあるのですけれども、一方で債務者から反応がない場合などは、債務者の生活状況や財産を把握することが困難であるため、法的措置や債権の整理など、次の取組になかなかつなげていかないことが課題だと感じています。

仕様書には、架電したり、面談・現地調査なども可能な範囲でしていただくということ

で盛り込んでいまして、受託していただいている弁護士さんもかなり努力はしていただいているのですけれども、それでも債務者から反応がない場合はなかなか打つ手がない。次につながっていかないというのが実情でございます。

最後に、法令に関する課題を2点挙げさせていただきます。

1点目は、弁護士法に基づく取引口座の存否や預金残高などの照会に対する金融機関の回答に関する課題です。これについては、昨年、大阪弁護士会さんと三井住友銀行さんとの間で、債務名義を有する債権については回答が得られるという取り決めがなされていて、他の弁護士会との間でも検討が進んでいるとは聞いております。本市においても、法的措置を行って債務名義を取得したにもかかわらず、財産が判明しなくて、結局債権の回収に至っていないという案件も少なからずございますので、ぜひこのような動きが広がっていくことを望んでいるところです。

2点目は、同じような課題ですけれども、民事執行法における財産開示手続についてでございます。法的措置により債務名義を取得したにもかかわらず、財産が判明しない案件について、現状では金融機関に照会をかけてもなかなか回答していただけないということで、財産開示手続の活用についても検討するわけですけれども、開示手続を実施しても開示義務者が出頭しない場合とか、虚偽の申告をする可能性も高いということで、弁護士さんと相談してもなかなか難しいかなというお話もいただいています、実施に二の足を踏んでいるような状況でございます。

自治体の債権管理については、全国的に年々意識が高まってきておりまして、法的措置を積極的に実施するなど、どの自治体も回収に向けて努力を強めてきていると思います。債務名義を取得しても回収に至らないといったケースを多くの自治体さんで抱えていらっしゃるのではないかと考えております。このような債権が実際に回収につながっていけば、自治体としてもこれまで以上に取組を強化していこうということで、さらに債権管理の適正化が推進され、よい循環が生まれていくと考えております。このように取り組んだ結果が、できる限り報われる仕組みが整うことを願っております。

最後になりますが、委託化すると、自治体側においてノウハウの蓄積ができなくなるのではないかと懸念を抱いておられる自治体さんが多いと思われましても、これは私の個人的な感想ですけれども、実際はそういうことはないかなと思っております。委託するといっても、単に丸投げするわけではありませんので、実際にはいろいろ打ち合わせをして経過報告をいただいて、協議していく中で新たな知識とかノウハウをいただくということもたくさんありますし、共同して一緒に取り組んでいくということで、自治体側も民間の方も双方にとって互いの実情もわかったり、経験の蓄積も得られるということで、よい結果につながるのではないかと考えております。

これで京都市からの発表を終えさせていただきます。御清聴、どうもありがとうございました。

○司会・大表 ありがとうございました。

続きまして、民間の立場から見た公金債権回収業務についての御報告に移らせていただきます。各民間団体より10分ずつ御報告をいただきます。

それでは、まず初めに、日本弁護士連合会・須田様、お願いいたします。

○日本弁護士連合会・須田 弁護士の須田徹と申します。これから10分ほど、弁護士会が公金債権回収の問題について、どのように取り組んでいるのかということをお紹介したいと思います。

資料7-1をごらんいただきたいと思うのですが、私の今日の立場ですけれども、日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター公金債権部会長ということで、長い肩書きになっていますけれども、2014年、去年4月に日弁連の中にこういう展開本部、そして自治体等連携センターが発足して、この自治体等連携センターの中に、例えば任期付公務員の任用促進とか条例策定とか包括外部監査とかの部会があり、ほかに福祉部会というものがありまして、女性、高齢者、障害者といった部門で自治体との連携を図ることになっています。私が担当しておりますのは、公金債権についての部会ということです。これまでどういうことをやってきたかについて、ここ1年ちょっとですけれども、これから、本日お配りのペーパーに基づいてご説明します。

自治体における債権管理の現状を我々はどう見ているか。ここに3つほど書いておきましたけれども、どうも自治体の債権管理というのは督促あるいは催告を繰り返しているだけで、そこから先へ進んでいない自治体が多いのではないかと。落とすべきものは落として、回収すべきものは回収する、これが債権管理の要諦なのですが、それができていないのではないかと。

2番目ですけれども、法令にのっとった債権管理が行われているとは言いがたい。例えば自治法施行令171条の2によれば、督促をして相当の期間を経過して、なお履行がないときには法的手続を採らなければいけないと書いてあって、最高裁の平成16年の判例も21年の判例も、客観的に存在する債権を放置したり、免除することはできない、自治体の長に行使する、行使しないという裁量権はないと言っているわけですが、やっていない自治体が圧倒的に多い。

あるいは、先ほどちょっと話題にも出てきましたけれども、情報の共有がなかなか難しく、それができていないという問題もある。

2に滞納が累積する要因を挙げています。マンパワーが不足している、あるいはノウハウが不足しているという点を指摘しています。訴訟手続をとるとか滞納処分をやることになってきますと、それについての専門的な知識が必要ですし、やっとなれたころには異動になってしまうという問題などもあって、なかなかできていない。

そして、次のページですが、小規模な自治体だと滞納者と職員が顔見知りという問題もあって、なかなかやりにくいという問題もある。

そこで、3に移りたいのですが、公金回収になぜ弁護士がかかわるのかという問題です。弁護士の中では、弁護士が自治体の債権回収に関わることを自体を問題視する意見

もあり、まして、弁護士会がそれを積極的に推進するということになると反対する弁護士は少なくありません。それ故、公金回収に弁護士は関わる意義というのは、我々にとって重要な問題なのです。今、政府・内閣府が推進している民間活用は、規制緩和、構造改革という観点から言われているかと思うのですが、我々はもっと別の観点から弁護士がかかわっていかねばいけないと思っています。

1つは、自治体における法の支配の貫徹ということです。債権管理は法令にのっとって行われなければならない。ところが、法令というのは、自治体の債権管理の規定はもとより、法的手続きをとるということであれば、民法、会社法あるいは民事訴訟法あるいは民事執行法等の知識が必要だし、プロパーの行政法規、例えば、児童福祉法とか障害者総合支援法、公営住宅法とか、いろいろな法分野の知識が必要です。さらに自力執行権のある債権を担当する場合には、地方税法から国税徴収法といった法律にも精通する必要があります。債権管理回収には極めて広範囲に亘る法律が絡んでくるわけなので、我々弁護士がそういう意味でもかかわっていく必要性は高いだろうと思っています。

また、研修などを通じて、法律にのっとった債権管理をやっていくということを皆さんにわかってもらって、法務能力を高めていただくという役割も果たせるだろうと思います。

それから、自治体が訴訟をなかなか起こさない結果、自治体が有する債権の管理回収に関わる判例があまりないのです。なので、学者が興味を持たない。なので、文献がないのです。ここを知りたいというところが書いてある文献が少ない。そういった部分を、我々弁護士は日ごろ研究会活動を通じて勉強していますので、出版などをするにより、判例、学説の足りないところを補充するという役割も果たせるのではないかと考えています。

2番目の福祉の増進ということですがけれども、自治体が扱う債権というのは、多くが福祉的な債権なので、債務者に対する、きょうも野洲市のお話がありましたけれども、福祉的な観点が非常に重要であると考えています。そういう意味で言うと、多重債務者の問題とか貧困の問題とかは、破産等の手続きに弁護士であれば誰もがかかわっていますので、そういう方面の法的知識をバックグラウンドにして、いろいろアドバイスできるという点で弁護士の必要性は高いと思います。

それから、公平性の確保ということですが、それまで自治体の職員の方が幾ら督促・催告しても何の反応もない債務者であっても、我々がかかると何割か反応がある。そして、反応がなければ訴訟を起こすわけですがけれども、訴訟を起こすと、また何割か反応がある。さらには、判決が出ても反応がない債務者については強制執行をやる。そうすることによって、かなりの部分が、それまで反応がなかった債務者について、実際に接触して解決に持っていくということができる。ということは、債務者間の公平に役立つと言えることができるかと思っています。

3ページに移りますが、我々の部会の方でやってきたことというと、自治体のニーズの調査とか各弁護士会がどの程度自治体債権の回収にかかわっているのかという調査結果をもとに検討しました。東京・大阪はかなりやっているのですが、それ以外のところ、今、

京都市からお話がありましたが、京都の場合も弁護士会として取り組んでいるというよりは、個々の弁護士がかかわっているみたいな形で、弁護士会としてかかわっているのはまだあまりないということがわかりました。だから、我々の公金債権部会の役割としては、全国の弁護士会に働きかけて、もっと関心を持ってもらう、弁護士の役割を認識してもらうということが大事だと考えています。

それには研修会をやるのが一番だろうと思っています。内閣府と一緒にやらせていただくと、100人を超える自治体の方々が集まる。そこに弁護士たちに参加してもらうことによって、自治体職員の方々の熱気もじかに感じてもらえます。今まで研修を地方でもやってきましたけれども、開催地の弁護士会・弁護士に少なからぬ刺激を与えたことは間違いないと思うので、これからも研修を実施していきたいと思っております。

ちなみに、私の所属している東京弁護士会のことが3ページの5に書いてあるのですが、我々がかかわり出したのは、平成17年9月に江戸川区から債権管理研修をやってほしいという依頼を受けたことがその初めです。その後、債権管理条例づくり、それから債権管理マニュアルを頼まれて作りました。その後、メール相談を始めたり、あるいは債権回収案件を受任したりとやってきました。東京弁護士会では、平成19年4月に自治体等法務研究部というものができて、今、そこが自治体法務について研究しながら、自治体からのニーズに対する受け皿になっています。

時間が余りないのですけれども、資料を簡単に説明させてください。

資料7-2ですけれども、これは債権管理条例をつくるときに、法令上どんな問題があるかという調査報告書を江戸川区の依頼で作成したものです。

通しページの5ページは、メール相談の仕様書です。

それから、事件受任についてですが、9ページに委任契約書があります。生活一時貸付金と言いまして、生活費の足りない人に対して、原則30万円まで、特別な場合50万円まで貸すというものです。だから、滞納額は30万円ぐらいの債権ですけれども、1件3万5,000円で報酬なしということでやりました。

どのような実績を上げているかというのは、後ほど見ていただきたいのですが、平成19年に100件、トライアルでやりまして、あまりにもうまくいったので翌年200件やってくれという話になりました。最初は江戸川区の職員さんが自分で回収する予定だったのですが、弁護士にやってもらった方がいいということで、それから3年間、1,000件ずつやることになりました。

その結果、レジュメの4ページ、「ちなみに」とありますけれども、3,457件受任しまして、回収額は4億8,560万円、回収率が6割です。自治体の職員さんが督促しても催告しても何の連絡もない人たちが債務者とする案件を受任して大体6割回収しています。

費用はというと、先ほどの一番後ろのページに載せておきましたように、回収した金額よりもはるかに低い金額です。

ということで、法的手続をとることについて、多くの方々がどうせやっても無駄と思っ



ているかも知れませんが、やらないでそういうことを言うてはだめです。やってみればわかるのですけれども、後で先ほどの私の江戸川区の資料をじっくり見ていただくとわかるのですが、弁護士の名前で督促して反応があるのが4割から5割。残りの5割については、基本的には訴訟を起こすのです。そうすると、また何割かの反応があるということで、こういう結果になっているわけです。

済みません、ちょっと時間をオーバーしてしまいましたけれども、これで終わりにしたいと思います。

○司会・大表 どうもありがとうございました。

続きまして、日本司法書士会連合会、小澤様、谷崎様、お願いいたします。

○日本司法書士会連合会・小澤 ただいま御紹介いただきました日本司法書士会連合会の常任理事の小澤と言います。よろしくお願ひします。

私どもは、今回、こちらの資料2に出ております手引きに書かれている福祉的配慮という点に特に着目しております。つまり、もちろん公金の回収ということでございますので、司法書士も一定の制限がございますけれども、回収業務ができるわけですが、そこだけに力点を置くのではなく、先ほど野洲市の取組にもございましたが、多くが経済的困窮者であるという実態がございます。従いまして、単に回収を受任するだけでは、回収できなければその業務は終了ということになりますので、ご本人のためにもならないと同時に効率的な回収も困難であると考えております。つまり、単に回収を司法書士に依頼するだけでは解決にならないのではないかという視点でございます。

これまで、私たち司法書士会は、平成の早い時期から、多重債務救済活動に全国的にかかわってございますので、そういった実績を生かして、司法書士に何ができるかという観点から、今日はプレゼンをさせていただきたいと思ひます。後ほど谷崎のほうから詳しいスキーム案についての説明がありますけれども、これは実は隣に座っていらっしゃる野洲市の生水さんから先ほど案内があった取組に大きな影響を受けております。先ほどもありましたが、差し押さえよりも債務整理のほうに納税額を満たしやすという理念に私どもは大いに共鳴しているところでございます。

その野洲市のアイデアを多少おかりしながら、司法書士会を中心にアレンジしたものとお考えになっていただいてもいいと思ひます。私も多くの多重債務事件を扱ってきました。つい先日も国民健康保険料を払えなくて、どういうふうに分割していくかということの同行支援について、自分は静岡なのですが、静岡市役所に行って御相談申し上げたりということを日常的にしております。そんな経験から、こんなスキーム案をちょっと考えてみましたので、御紹介させていただければと思ひます。

では、谷崎理事、よろしくお願ひします。

○日本司法書士会連合会・谷崎 日本司法書士会連合会理事の谷崎と申します。それでは、私のほうから、資料8-1、8-2、8-3を使って御説明させていただきたいと思ひます。

まず、8-1、「民間の立場から見た公金債権回収業務について～司法書士による公金債権回収業務について～」という題目になっております。

私たちは、先ほど小澤のほうからもお話があったとおり、福祉的観点を最重視した形での公金回収がどうできるのかということのを重要に考えて、これを作成させていただいています。その理由といたしましては、1ページ目の下、基本の執務姿勢、私たちには使命規定がありまして、国民の権利擁護と公正な社会の実現というものが使命としてありますので、福祉的立場を最重要点として回収業務に当たることになっております。

次のページを見ていただきたいと思います。おわかりかと思いますが、法律事務として債権回収を行うことができるのは、弁護士、認定司法書士、そして特例としてサービサーということになっております。私たち認定司法書士ができるのは、基本的には140万円以下になっておりまして、一番下に滞納税金回収は除くと書いてあります。私たちは、民間の民事に関する回収業務しか一応できないこととなっております。

3番目、債権回収実務の経験と実績ということですが、ページを振っていなくて済みません。棒グラフがあるページを開いていただいて、見開きを見ていただきたいと思います。右手側のほう、円グラフがあります。これは、私たち全国に155カ所、総合相談センターを設けております。

資料8-3を見ていただきますと、ここは全国に144カ所と書いてあるのですが、現在では155カ所までふえております。まだ徐々にふえていく予定ではありますが、全国各地にこれだけの相談センターがございます。そちらに寄せられている相談の中で、現在、民事一般事件がかなり多くを占めております。その中で、それらの手続をとったのは左側になりますが、裁判外で和解手続を行ったものが10年間で400万件以上で、裁判でやったものが74万件ということで、それらの回収業務に精通しているというところがございます。

あと、1ページ目の裏、2ページ目に戻っていただきまして、4番目です。相続・後見その他財産管理手続きの経験と実績ということで、これは後ほど紹介させていただきますが、下の段の3の1のところですが、私たちは、日常的に相続登記というものにかかわっております、2013年の法務省の登記統計によりまして、年間101万件の相続を司法書士が担っているということです。私たちは2万数千人おりますので、1人当たり年間40件以上、相続・後見を行っているということになります。

あと、生活再建支援と多重債務被害救済活動の経験と実績ということですが、これは日ごろから破産手続・民生手続等の債務整理事件、多重債務問題全般にわたって生活再建の支援しております。

あと、資料8-2を見ていただきたいのですが、司法書士会では、このように債務整理事件の処理に関する指針を出させていただいております、この目的の「この指針は、司法書士の行う債務整理事件処理が債務者の生活再建に重要な役割を果たし」というところでも、司法書士会全体として、債務整理業務というのは生活再建が最も重要なのだということ全体にうたっているということになっております。

最後、6番目、福祉的配慮及び自立支援対応の経験と実績ということで、先ほど小澤も申しましたが、私たち多重債務者の手続をするときに、どうしても生活再建が必要であれば、生活保護の申請同行であったり、各種行政等の話し合いの場に同行して、一緒に生活を再建していくという手続をとらせていただいておりますので、そのあたりの実績も十分生かせるのではないかと考えております。

下の段に参りまして、その他の経験と実績ということで、登記につきましては先ほど御説明させていただきました。

成年後見人、財産管理人の選任申立手続ということで、これらの後見人等の申立手続にも深くかかわっております。次が後見人、管理人等への就任ということですが、それは隣のページを見ていただきますと、司法書士の成年後見人就任件数の推移ということで、昨年度は8,700人程度。下の段を見ていただきますと、成年後見人就任内訳というところで、赤で塗ってありますが、司法書士は全体の成年後見人の中の25%強を占めているということになっております。

また、3の不在者等の財産の適正な管理・処分ということで、ここにはちょっと書いていないのですが、8月23日、今、空き家が問題になっておりますが、空き家問題の電話相談をさせていただきまして、1日でしたが、実に377件の相談を受けまして、そういった資産運用的な活動もさせていただいております。

これらを踏まえまして、5ページ目、先ほどの総合相談センターの円グラフがあった部分になります。いろいろとスキームを考えてみたのですが、現状といたしましても、スキームとして使えるのは、その隣で、市民の方が税金の督促等を受けた場合に、自治体に御相談いただいた場合に、自治体のほうから司法書士総合相談センター、先ほど155カ所あると言いました。一番近いところに御連絡いただければ、司法書士総合相談センターから司法書士を紹介して、司法書士が生活再建に向けた手続・業務を行えることになっております。そして、市民の方の生活が安定することによって、税金等、公金を支払えるような状態をつくっていくことが可能になっていくと思います。

これは、自治体のほうに御相談があれば、今、すぐでも使える手続になっておりますので、地元に戻られましたら、この相談センターの番号等を周知していただきまして、十分に活用いただければと思っております。

ただ、先ほど皆様も言われているとおり、私も実際上の業務の中で感じているのは、滞納されている方というのは行政に相談には行きづらい。自分が滞納している立場ですので、なかなか相談に行きづらい、または無反応で一切何の反応もない方が多いということで、私たち司法書士が公金回収にかかわった場合、どうなるかというのが下の図になります。

ちょっとごちゃごちゃしてわかりづらいと思うのですが、まず通常の入札等で司法書士に回収を依頼した場合はどうなるかというのが、左隅のほうになります。自治体、回収司法書士、回収、不回収ということになっております。自治体が回収司法書士と委託契約を結びます。回収する司法書士は、督促等の手続をとって、回収、不回収ということで業務

は終わってしまう。回収できなかったものはどうなるかという、その段階で終わってしまうこととなります。

なので、それとは違う形で、どのようにやったらいいかということで考えましたが、右半分になります。ここはちょっと難しいかと思いますが、自治体と司法書士会で何らかの協定を結んでいただく。これは、公金に関してもそうでしょうし、いろいろな部分で協定を結んでいただくこととなります。真っ赤なラインを見ていってください。自治体から要請があれば、司法書士会は総合相談センターに所属している回収司法書士を紹介します。回収司法書士を紹介することによって、自治体と回収司法書士で契約をしていただくこととなります。

その場合に、回収司法書士は回収できれば業務終了になります。回収不能な債権があった場合は、生活状況報告書を作成し、どのような状態で払えないのかという詳細のものを作成しまして、黒で白枠が入っているラインですけれども、自治体に報告書という形で提出します。それを受けて自治体は、どのような解決方法があるのか等々を念頭に置いて、また司法書士につなぐことをしていただければ、司法書士会は、今度は黒の矢印です。司法書士総合相談センターから、今度は市民の生活再建手続を行う別の司法書士を紹介することとなります。この司法書士は生活再建に精通している特別な研修等々を受けていることを全体としております。現状でも生活保護の申請同行とか、いろいろな手続きを積極的に行っている司法書士が多数おりますので、そのような司法書士を紹介することとなります。

そして、その司法書士と市民の方が契約していただくことによって生活再建を行い、生活を安定させて税金等公金を支払っていけるような生活にさせていただいて、その後、安定した公金等の収入を上げていただくというスタンスで生活再建支援を行っていけると考えております。

最後のページに行きたいと思います。行政と司法書士との連携ということで、仮に司法書士会と協定が結べて、このようなスキームでやれた場合のメリットです。

先ほどから他の方々からも何度も言われていますけれども、法律専門職からの請求による回収の促進は一定程度あると思います。実際、払えるのに払っていないといった方については、その場で払ってくる、あるいは法的手続をとった段階で払ってくることもあると思います。

その下、自治体の相談窓口的機能を果たしたいというのが私たちの考え方であります。先ほど言いましたけれども、滞納者は、わざわざ行政まで出向いてこない。だから、こちらから出向いて生活状況をきちんと把握した上で選別しよう。払えるのに払わない人、払いたいいけれども、払えない人、生活困窮な状態にある人の選別を図っていこうということです。その選別したことによって、多重債務者、生活困窮者、判断能力が低下した高齢者等の早期発見が図れ、生活再建、自死対応、あと後見制度の積極的な利用等々が図れることになると思います。

その他、資産の有効活用という部分で言えば、複雑な相続案件について、遺産分割促進、相続財産管理人、不在者財産管理人の選任等々を促進して、有効に資産活用をしながら、そこからの回収も図れるというメリットもあると思われま

す。最後に、担当職員と司法書士の情報交換、勉強会の開催というのは、ノウハウの蓄積が促進され、担当職員さんも、また私たち司法書士も業務の向上につながると思っております。

以上、早口になりましたが、御説明にかえさせていただきます。

○司会・大表 ありがとうございます。

続きまして、全国サービサー協会・小池様、大竹様、お願いいたします。

○全国サービサー協会・小池 時間がございませんので、小池から御報告させていただきます。

レジュメの資料9でございます。これは、サービサーによる地公体様の支援業務の御案内ということで御説明させていただきます。

下を見ていただきますと、債権回収会社のイメージというのは、厳しい取り立てを行うというイメージを持たれている方が若干いらっしゃいますので、今さらでございますけれども、簡単におさらいとしてサービサー法でございます。サービサー法というのは、弁護士法で、弁護士または弁護士法人以外の者が請求とか債務の免除という行為を営業として行うことは禁止されておりましたけれども、平成11年にサービサー法が施行されまして、民間の業者に開放されたところでございます。

それから、その下の参入規制ということで、サービサーの導入に当たりまして、弁護士法の趣旨を踏まえて、暴力団の排除、それから債務者等の保護ということを図りつつ、本来の趣旨を念頭に置いて行動すべきで、ここの図にありますように、法務大臣の許可とか日弁連様、警察庁様の連携の仕組みを構築しておりまして、サービサーに対しては資本金5億円以上の株式会社、それから常務に従事する取締役に弁護士を選任ということで、数々の参入規制が課せられてございます。

それから、その下の行為規制でございますけれども、これは債務者保護の観点から、サービサーにはさまざまな行為規制が課されております。定期的に法務省の立入検査も行われておりまして、全国サービサー協会におきましても研修とか検定試験制度、人材育成で自主ルールとか自主ガイドラインをつくって、社会的な信頼のさらなる向上というのを目指してございます。

サービサーの取り扱える債権につきまして、次のサービサー業務の本業・兼業と書いてあるところでございます。

まず、本業が取り扱える債権が特定金銭債権ということでございます。これは、右の表の真ん中に取扱債権の例示というところがございますけれども、具体的にどんなものかという、先ほど京都市さんからも出てきましたけれども、母子寡婦福祉資金とか高度化資金、移転資金、住宅貸付資金、奨学金が本業で取り扱える特定金銭債権でございます。こ

ういう特定金銭債権につきましては、本業の管理回収で請求とか担保の処分、実態調査の業務をさせていただいております。

その下の非特定金銭債権につきましては、下段の注釈2に、上記1の特定金銭債権ではないけれども、法務省の兼業承認を受けて取り扱えるものと規定されております。具体的な取扱債権の内容としては、公立病院の医業未収金、公営住宅の家賃、水道使用料、この辺でございます。これは、特に自主的納付の勧奨業務ということで、集金代行業務をさせていただいております。

その中で、サービサーを活用していただくためのポイントということを、次の3で幾つか示させていただいております。

特に、サービサーの活用①でございますが、新たな不良債権の抑制を図る。それから、初動体制を充実していく、分割納付の指導をしていく、自力再生の見きわめをしていく。もろもろのことを地公体様の手足としてサービサーを使っていただくということでございます。

下の左側が地公体様のニーズでございまして、右側にあるのがサービサーが手足となってサポートできる業務でございます。

例えば、左のほうの滞納全体像の把握ということで、担当者も忙しくて、債権内容の実態把握というのがなかなか難しいということで、その辺を我々が対象債権の内容把握とか滞納状況の確認、現在までの交渉経緯の把握というのを手足となって行わせていただく。

それから、その下の債務者（滞納者）の実態把握ですけれども、この辺は実際に収入状況の資料の徴求とか、必要に応じて訪問・ヒアリングをさせていただいて、徴求停止とか債権放棄に関する意見書の作成ということをやらせていただいております。

それから、一番下の分類整理・手法整備ということで、実態把握の結果に基づいた考察をさせていただきまして、分類案の提示とかをさせていただいたり、回収の専門家としてのアドバイスをさせていただいているところでございます。

右上のサービサーの活用②というところでございます。

小委員会の提言の中にもございましたけれども、民間委託に当たって必要十分な引き継ぎデータを整理しておくことが、契約後の早期回収着手に不可欠ですといただいているのですが、これは実際に地公体様がお忙しい中で、これをやっていくことはなかなか大変だと思います。そういうデータ整備の段階からサービサーに委託することで、早期の回収体制の構築が図れると考えております。これは、サービサーを使って時間を買っていくということだと思います。

左のほうが地公体様のニーズということで、債務者（滞納者）さんの内容確認ということで、債務者とか連帯保証人の基本情報、氏名とか生年月日云々ですけれども、これを最新情報に更新していく。これもなかなか大量なものがございまして、担当者の方がやるのは大変でございます。こういうものを手足となってやらせていただく。それから、各債権の発生日とか履行期限、利息、弁済額の検証。この辺は、契約書とか、もろもろのバウチ

ヤーを確認しながら検証していくという作業をしております。

それから、左の下、債務者のファイル作成ということで、データ整備が終わりましたら、それに適した管理表とか滞納者の概況表のフォームを作成するお手伝いをさせていただいております。

それから、その下の3-③でございます。特に、提言の中で、滞納事由に応じた適切な回収方法の選択というところと、それから先ほどからずっと議論の中に出ておりました生活困窮者自立支援法の関連業者との協働。この辺は、先生方からはサービサーに委託するのは懸念だという御意見もあったようですけれども、左側の地公体様のニーズとして、多重債務者の把握ということで、我々は誠意のある先かどうかの見きわめというのは得意でございます。必要に応じて訪問・面談によるヒアリングをいたします。そのヒアリングに基づいて収支を把握して償還力を検証していくということです。

確かにサービサーに委託したら何でもできるというわけでは、もちろんございません。不誠実な債務者の隠している資産を見つけてくるというのは、サービサーでもなかなか困難でございます。一方、本当に生活困窮な方には、我々が訪問して面談することによって、もろもろの滞納の状況のデータや資料をいただいて、まさに本人から生活状況を検証していくということが我々ができることでございます。

それに基づきまして、左下の生活再建支援のところでございますけれども、そういう償還財源に基づいて、他の債権者に不公平な返済があるときは、我々も是正に入っていくということもやっております。可能な小額弁済・分割納付していただくことによって時効対応もしていくことをやっております。

続きまして、4番、実際にサービサーに委託をすると、どんな動きがあるのかというものでございます。

最初が、本業の私債権でございます。地公体様がサービサーに委託していただきますと、主に調査業務というところから実態の把握に入っていきます。契約いただきますと、事前の打合せがあって、調査目的とか対象債権の内容とか過去からの経緯、調査の狙いとかを共有化させていただいて、2番目で現況調査を実施。これは、書面調査もありますし、訪問調査もございます。そういう調査を踏まえて、今後の対応方針の回収シナリオを策定していくというのが調査業務でございます。

この回収シナリオができたところで、管理回収業務ということで、その下にございますけれども、実際の回収スタンスを決めていって、特に相続人を含めた長期接触困難者の実態把握とかのところは、我々、全国展開をしておりますので、その辺の回収可能性も算出して、案件によりましては法的な手段も提案させていただいて、2にありますように、定期的に進捗を地公体様のほうに報告させていただいて、議会対応等のサポートもさせていただくというところがございます。

右のほうで、最近、ニーズが高いものが相続人調査の概要でございます。これは地公体様独自でもやられていると思いますけれども、相続人の確定から相続人関係図の作成、最

後は相続放棄の有無の照会、この辺の一連の作業をやらせていただいております。

それから、次の4-②で、これは特に地公体様より御要望の多い、非特定金銭債権の集金代行（納付勧奨業務）についてでございます。

これにつきましては、左のほうの納付勧奨業務の取扱いは、地公体様の債権というのは、一般の商取引に基づく私債権に比べて、①から④の理由、特殊性があって、どちらかというと一般債権よりも、そういう特殊事情によって、右にあります業務が必要だろうということで、最終的に御了解をいただいて、今やっておるところでございます。

右側の納付勧奨業務の概要というところをごらんください。この中では、文書又は電話による自主的納付の勧奨業務ということで、①滞納の事実を伝えること。②滞納の事実、内容等を説明すること。③滞納者が任意に申出た事情を記録すること。④電話や住民票による住所等の調査を行うこと。⑤滞納者の納付に係る意思や納付予定時期を確認すること。⑥滞納者に滞納の理由を聞き取ること。こういう業務をサービサーとしてもできることになっております。

ただ、原則として面談は行わない。自力執行権の行使は行わない。あるいは、事件性・紛争性のある債権は取扱わない。公権力の行使に該当する業務は行わないという留意点をしっかり踏まえて、兼業ではこういう業務をしております。

左下の受託期間のところですが、受託期間の考え方につきましても、1年の途中で委託されてしまいますと、実際に業務を開始した時点から1年を超えないで終わらせるというのはなかなか難しいということで、地公体様等から特段の要請を受けた場合は、受託した時点から1年と考えておまして、長くても2年を超えないような形での受託ということでやらせていただいております。

続きまして、5は、効果的な民間委託に資すると思われる手法を幾つかまとめたものでございます。

一番最初は、委託時の引継データの整備にサービサーを活用してください。これは、先ほどの3-②で触れた部分でございます。時間を買っていただくということでございます。

2番目で、複数種類の債権を一括発注。これは、一括発注することによって効率化が図れますので、コストの低減につながるということでございます。

その次のサービサーによる債権管理回収に関するアドバイスの活用ということで、これは効果的に委託をしていただくためのアドバイスということで、出張相談も承っておりますので、何かございましたら、きょう、この後、名刺交換をさせていただければと思っております。

それから、その次の徴求停止・債権放棄に対する意見書の作成でございます。これは、まさに議会の対策ということで、庁内のコンセンサスを得るための専門者の意見ということで、我々サービサーは会社の中に弁護士もおりますので、弁護士の意見書も一緒につけるということもさせていただいております。

それから、サービサーの回収手法の一つでありますDPO、これは今、地公体さんでも考え



られている自治体さんがございます。可能な一括納付条件を履行した場合に、今後の一切の裁判上の請求、法的な請求を行わないという終わり方でございます。ただ、これについても権利放棄には当たりますので、議会の承認が必要ということでございます。これも自治体さんによりましては、条例の中で専決処分を定めてやられているということも聞いております。

最後に、サービサーへの債権譲渡ということで、5-②でございます。これから自治体様が債権の譲渡を検討していただく時期がそろそろ来るのかなと、期待しているところでございます。

バルクセールをすることによるメリットを(2)に書いておりますけれども、債権譲渡のメリットということで、1つは、債権管理コストの削減でございます。法的な手続の費用とか人件費、物件費の削減ができますということです。

それから、人的資源の有効活用ができます。これは、回収業務に従事していらっしゃる地公体さんの職員の方が前向きな業務にシフトできるというメリットがございます。ここに書いてございませぬけれども、3番目の一番大きなバルクによるメリットというのは、保証人さんとか相続人さんへの請求という事務から皆さんが開放される場所にあるかなと思っております。

ただ、(3)で、債権売却が自治体様になかなか広がっていかないというネックを挙げております。

特に、①としては、一般的に債権売却は連帯保証人さんからの回収が完了する前に行われることが多いものですから、売却に当たって回収可能性を検証して債権譲渡の価格を算出する必要がございます。

それから、②として、既に回収についてはとり得る手段が尽くされていて、債権売却に経済合理性があることを議会で説明していかなくてはならないということがネックになっているかなと思っております。

ここで、サービサーの活用④として挙げさせていただいていますが、この辺の譲渡価格のデューデリとか、それからバルクは入札の形ですので、そういうバルクのアレンジをさせていただいて、入札価格がまさに市場価格でございますので、その辺の市場価格をもって議会で説明していただくということもできるのではないかと考えております。

大変駆け足で御説明させていただきましたけれども、私のほうはどっちかというと特定金銭債権のほうの主でございますけれども、きょうは私のほかに、非特定金銭債権に対する集金代行とか納付業務を主にやっておられますニツレ債権回収の大竹部長もいらっしゃいますので、もし後ほど質問等がございましたら、この辺は大竹部長のほうにさせていただければと思います。私は、エム・ユー・フロンティア債権回収でございます。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

○司会・大表 どうもありがとうございました。

続きまして、公認会計士・伊藤様、お願いいたします。

○公認会計士・伊藤 皆様、こんにちは。私は、有限責任あずさ監査法人パートナー公認会計士の伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。10分ということですので、なるべく手際よく説明したいと思っております。資料は、資料10と書いてあるものでございます。

私は、公認会計士という資格を持っておりまして、ふだんは民間企業の、特に上場企業の会計監査というものを行っております。その一方で、自治体の包括外部監査の監査人というものも就任した経験がございまして、その包括外部監査人で確認したいろいろな問題点について、お話ししたいと思っております。先ほど、弁護士の須田先生がおっしゃったように、実は私が見た限りでは、債権回収に関する法令への準拠性という点に非常に問題があると思っておりますので、そういった観点から御説明したいと思っております。

それでは、資料をめくっていただけますでしょうか。スライドの下に番号がついておりますので、その番号のページを説明したいと思っております。

まず、2ページ目、この資料の概要ですけれども、実際に公金債権回収事務に対して包括外部監査を行った中で指摘された具体的な事例を御説明して、事務自体の本質的な問題というのは何なのか、どうすればいいのかという点について提言したいと思っております。

真ん中にあるのですけれども、包括外部監査というものは幾つかの視点がありまして、ここにありますように、合規性、有効性、効率性、経済性、公平性といった視点で監査を行います。特に赤で塗ってあります合規性というところ、事務が法令・規則等に従って行われているかというところが非常に重要になってまいります。実際に過去の包括外部監査の中では、この合規性に関する指摘というもの、つまり公金債権回収事務が決められたルールに準拠していないという指摘が数多く報告されている事例が見受けられます。今回は、それらの事例を参考までに御説明したいと思っております。

3ページ目以降、地方公共団体の債権の概要ということでまとめさせていただいておりますが、これは皆さんもよく御存じかと思うのですけれども、自治体の債権というのは民間の債権と比較しまして大変複雑なものになっております。

市を例にとってみますと、4ページにありますように、市税や強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権というものに大きく分類されまして、市税や強制徴収公債権というものは、いわゆる自力執行権というものがあります。しかし、非強制徴収公債権や私債権については、自力執行権というものはございません。

これをもとに考えてみますと、5ページにありますように、債権の発生時点や督促する時点、回収する時点、最後に消滅する時点というのは、債権の種類によって、このような形でまとめることができるかと思っております。こちらの詳細についての説明は省略させていただきます。

そして、6ページ目をごらんください。このように債権を分類いたしますと、特に問題になっております滞納債権の回収や、最後の不納欠損処分といったところについては、このようなフローになると私は理解しております。これを見ていただきますとよくわかるよ

うに、市税や強制徴収公債権というのは自力執行権がありますので、自治体みずからが滞納処分を行い、回収することができます。ところが、非強制徴収公債権や私債権というのは自力執行権がありませんので、法的な手続をとりまして、非常に複雑なのですが、回収していくという点では事務手続が大きく違っているということになります。

概要は以上で、次に7ページ目をごらんください。私が今までの経験で感じたことになるのですけれども、まず債権回収事務に関する不備の例ですけれども、全庁的な課題としまして、ここに7項目挙げさせていただきました。線を引いてあるところが非常に重要です。

1番目としまして、所管課や担当者の違いにより、事務の手順、判断、決裁等が異なってしまう。

2番目、収入の調定に注力するために、事務に精通した人材が育たない。

3番目、各所管課がそれぞれ督促や回収を行うため、事務が重複し、無駄な時間とコストが発生する。

4番目、延滞金あるいは遅延損害金になるのですが、これを徴収する条例と徴収しない条例があるとか、また遅延損害金についてはそもそも取っていないとか、滞納者に対するペナルティーが統一されていないという問題があります。

5番目が、よく言われておりますけれども、全庁的な債権を網羅的に把握する体制がありません。

6番目に、債権の回収手段として、実は債権債務の相殺という方法があるのですが、滞納者に対する市としての債務を把握する体制がありません。そのために債権債務の相殺という事務ができないということになります。

また、7番目に、不納欠損処分をするのですが、客観的な検証がなく、不適切な処分があってもわからないという欠点があります。

これでは、赤字で書きましても、適切かつ公平で効率的な債権の回収事務ができているとは、私は到底言えないと思っております。

次に、8ページ目に各段階での不備の例をまとめさせていただきましたので、重要どころだけ説明させていただきます。

まず、債権の発生時点ですが、固定資産税につきましては、法令に定めていない課税留保という物件があって、その全容把握と原因調査が進んでいないという問題があります。これは、こういう状態ですので、収入調定自体をしていないということでもあります。

また、生活保護費返還金につきましては、受給世帯の収入調査を適時に行っていないために、不要な支給をしてしまって、その返還金の回収が困難になっているという事例があります。

次に、滞納債権の回収時点の問題ですが、これはあらゆる債権と収入について言えるのですが、督促状の発送時期や督促による納付期限が条例や規定等に合致していない。

また、生活保護費返還金については、督促状発行後、今度は催告という手続をするので

すけれども、これは時効の中断の効力がありますので、6カ月に一度程度やればよいと思うのですけれども、これが1年に一度の発送という状況になっていたというところがあります。

9ページ目に行きますと、固定資産税等ですけれども、減免申請書の記載内容が不十分な状態。しかも申請期間を超過している。また、減免を認めた理由が申請書に記載されていないという問題がありました。

次に、各種市税についてですけれども、徴収を猶予する場合には、担保を徴取しなければならないという規定になっておりますが、ほとんど徴取していない。

また、市税等ですけれども、生活困窮状況にある者や差押財産等がない者に対しては、適時に執行停止処分を行っていないという問題があります。生活困窮者のお話、いろいろあるのですけれども、実はそういう方については、本来執行停止をしないといけないと私は理解しておりますが、なかなかそういうことをやっておらず、相変わらずお金を払ってくださいということをやっているパターンが見受けられます。

また、延滞金の減免などが承認を得られずに行われていたということ。

また、時効の中断が個々の職員に任されていて、統一的に行われていないという問題などがあります。

次のページをごらんください。10ページ目です。

市税につきましては、滞納処分を速やかに実施する必要があるのですが、その実績が極めて少ないとか、差押可能な財産がない債務者については、同じように執行停止をすべきであるという問題。

また、生活保護費返還金等については、債務者との折衝記録が規則に従って台帳に記録されていないということで、後任の者がどういうふうにすればいいか、よくわからないという問題があります。

放課後ルームの児童育成料などについても、規定上の様式と異なる債務承認、これは分納等ですけれども、そういう書類が正確になっていない上に、課長承認などがなかった、担当者レベルで認めてしまいましたという問題があります。

また、11ページ目に行きますと、今度は不納欠損処分ですが、市税について、納税者ごとの欠損額、不納欠損理由が記載されていなくて、処理が規則に合致したものであるかどうか分からないという問題。

また、生活保護費徴収金というものですけれども、これは63条と78条というものがありまして、63条というのは、保護者となった方が窮迫の場合に、資力があるにもかかわらず、保護を受けた場合の費用を返してくださいというものです。一方、78条というのは不正受給でして、不実の申請とか不正な手段で保護費を受給した場合の徴収金ですけれども、この回収の仕方については、生活保護手帳別冊問答集というものがありまして、そこに事例が書かれておるのですが、5年を超えるものについては不納欠損処分するという目安が書いてあるのですけれども、それは63条の話であって、不正受給した78条について適用する

のは本来間違いではないかという指摘をしております。

また、(5) 収入未済額の繰越ですけれども、これは債権の明細に該当するものですが、その内訳書が作成されていないという、ちょっと信じがたいようなこともありました。

次のページに行きますと、同じような形で収入未済額の内訳がないとか、システムから打ち出せないといった問題がありました。

また、13ページに行きますと、これは直接の債権管理・回収の問題ではないのですが、情報セキュリティの問題がございまして、情報システムのパスワード管理がセキュリティ対策基準に準拠せずに、そもそもパスワードがないとか定期的に実施していないという所管課がありました。また、役所のサーバー上のデータに事務担当者以外の者が容易にアクセスできて、ファイルを開くことができる所管課があった。こういう状態が続きますと、当然ながら個人情報の漏えいが懸念されます。

14ページに行きますと、もうおわかりだと思うのですが、こういう解説からわかることは、そもそもやるべきことができていない、必要とされる体制が庁内に構築されていないという根本的な問題があるということです。こういう問題が改善されなければ、ここに書いてあるような不備がずっと持続します。

まとめの15ページですけれども、そもそも債権というのは突然発生するものではなく、あくまでもストックですので、その前提となるフローがあるわけです。それが収入です。そして、ここにあるように一連の事務がありまして、私は川上と川下と例えたのですが、最初に収入調定というものから始まって、最後は滞納処分や不納欠損処分という形になります。

どちらかという滞納処分や不納欠損処分というところに焦点が行きがちなのですが、私が見てきた限りでは、川上の部分、または事務全般にかかわる不備というものが非常に問題だと。その結果出てきた滞納処分、不納欠損処分に焦点を当てても、そもそもそういった問題が起きてくる川上の部分をよく見ないで、どうするのだろうかという疑問を持っております。

16ページですけれども、本来、このような問題というのは、自治体においては監査委員というものがおりまして、監査が行われるはずなのですけれども、残念ながら非常に複雑な法令等がありまして、また監査委員の人員もそろっておりませんので、通常期待されるような役割、こういう問題を発見することはなかなか難しいと思われまます。

では、包括外部監査人の監査でこういうものが見つかるかといいますと、実は包括外部監査というのは、監査人が好きなテーマを選んで、その監査をすることになっておりますので、公金債権回収事務を対象としない限りは、このテーマについては監査されません。非常に複雑なので、基本的に包括外部監査人は敬遠するテーマになります。しかも、包括外部監査というのは、都道府県や政令市、中核市等においてのみ行われるものでして、制度的に全ての自治体において行われるものではないという欠点があります。

では、どういう方法で問題を発見して改善すべきでしょうかということで、17ページに

記載させていただいているのが、監査経験豊富な外部専門家による組織的な調査業務というものが考えられます。ここに書いてある図は、結局のところ、私たちがふだんやっている包括外部監査の内容にはほぼ等しいのですけれども、事務については、関係法令だけでなく、会計的な知識、内部統制、これは内部管理体制ですけれども、こういうものの知識、あと、ITの知識も必要になってくるのですが、こういった知識や経験を有する専門家チームによって自治体の事務を短期的に調査いたしまして、その結果を報告書にまとめ、首長さんに報告し、現状を認識してもらおうという方法が考えられます。

そして、18ページ目に行きますが、この調査業務というのは、大別すると3つのタイプに分かれると私は考えております。左側に自治体側の状況を書いてありますが、これにあわせて3つのタイプがあると考えます。

まず、現状の事務体制のどういうところに不備があるか、課題があるかということ进行调查するのがタイプ1。それがどういうふうに改善されたか、一、二年後に再び改善状況を調査するというテーマで行うのがタイプ2。その後、改善後の事務体制が持続的に行われているかどうかということを確認するのがタイプ3。これは、改善の3年から5年後、できればそういう周期で反復・継続するのがいいと思います。

重要なポイントは、一時的な改善ではなくて、改善後の体制が適切に持続することです。私、内部管理体制というのは整備状況と運用状況の2つがあると、ふだん言っております。いろいろな体制の欠陥があった上で事務をやっても、幾ら運用しても、いい事務はできません。まず、整備状況がしっかりできていないといけないのですが、では、整備状況ができればいいかということ、実は違って、運用状況も毎年、本来はしっかり確認していかないとけないわけです。この2点をしっかり理解した上で、運用状況を常に確認していく、これが大事だと思っております。

最後に、一番最後のページになるのですけれども、これだけ申し上げるとよくおわかりかと思うのですが、よりよい公金債権回収事務を実現するために、まず何をすべきですかという問いかけがあったとしたら、それは各自治体が現状の事務全般の実態を正しく理解することだと私は思っております。実態を理解すると、実は何をすべきかではなくて、何をしなければならないかというのが本来見えてくると私は思っております。非常に合規性違反の問題がありますので、私はそこが一番重要だと思っております。

時間が来たと思しますので、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会・大表 ありがとうございました。

引き続き、京都市からの御報告と民間からの御報告を踏まえた意見交換の場とさせていただきます。御意見ある方につきましては、お手数ですが、挙手していただきますようお願いいたします。何か御質問等でも結構ですので、いかがでしょうか。では、窓側の方、お願いいたします。

○福岡市・山田 福岡市財政局の山田と申します。ありがとうございました。

京都市さんのほうに伺いたいのですけれども、資料の4ページ、(3)債権回収業務委

託の推進ということで、資産活用推進室において、委託費用を確保しということで、先ほどの御説明であれば、委託費用そのものについては推進室さんのほうで確保されて、契約は原局のほうでされて予算を渡しているということで理解しているのですが、事務的な話で恐縮ですが、我が市でも、私どものほうが取りまとめる形で予算要求して確保して、各債権、乗ってくるころ、この指とまれという形でサービサーさんのほうに委託するという形で考えておったのですが、財政部門との話がなかなかつかない。

各局要求して、各局で議会で説明して、その上での執行を取りまとめたりするのは構わないけれども、確保自体は原局でと言われたものですから、その辺で何かいい知恵がないかということで、この辺はどういう経緯で一括して確保されているのかというところを教えてくださいいただければと思います。

○京都市・山村 ありがとうございます。

1つは、我々、24年度からこういう体制で取り組むということがございましたので、こういう取組も大事だということで、モデルケース的な形での予算の確保については、我々、統括部署のほうで一定もらえたというところがございます。ただし、この母子寡婦福祉資金貸付償還金につきましては、ある程度定型化して実績も出るということになってきておりますので、債権所管課のほうから予算要求しております。

その意味では、必ずしも我々がずっとこれからも統括的に予算を管理するというよりも、先ほど申しましたように、分散管理的な体制もとっておりますので、最初は我々のほうでまとめてやり、ある程度そういう実績ができ、そういう経験、ノウハウも我々で各所管課に伝えていって、これが定型的になって形ができるようになれば、所管課に渡していくというイメージを持っております。

○福岡市・山田 ありがとうございます。

福岡市の状況と京都市さんの状況は、先ほど来の未済額の状況を見まして、同じ状況かなと思います。いろいろ教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○京都市・山村 こちらこそよろしく願いいたします。

○司会・大表 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。そちらの廊下側の方、お願いいたします。

○柏市・小柳 千葉県柏市の小柳と申します。よろしく願いします。

サービサーの方にちょっと御質問させていただきたいと思います。御説明の最後に債権譲渡に関する話があったかと思うのですが、実際有する私債権を譲渡・売却、サービサーに渡すということですが、この話を初めて聞いて、そんなことができるのかなと驚いているのですが、自治体の債権の管理に関するところは、地方自治法や施行令などに厳格に定められていると思うのですが、自治体の持つ私債権をサービサーに譲渡することは、地方自治法上、問題がないのかなというのをお聞きしたかったので、御回答いただければと思います。

もう一点、御質問ですが、譲渡するに当たっては、自治体の職員ではどうしても回収で

きないものを、仮に地方自治法上、問題ないということであれば譲渡を検討することになると思うのですが、では具体的にどういった債権を引き受けていただけるのかということですか。例えば、時効期間が経過してしまっていて、時効の援用がないだけというような債権も、金額はすごく安くなるだろうと思うのですけれども、引き受けていただけるのか。

例えば、時効が来ていなくても、債務者がもう死亡していて、相続人に請求できるのですけれども、相続人が誰だか調査できていない。もしかしたら相続放棄されてしまっているかもしれないものとか。あと、債務者が生きていて相続していないけれども、すごく遠く、北海道とか沖縄のような遠方にある案件であっても、債権譲渡の対象としてできるのかという点をお答えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○全国サービサー協会・小池 それでは、お答えします。

まず最初の債権譲渡ができるかということは、今、私どもが把握しているものでも、山梨県さんの例が唯一かなと思っております。実際に売却するに当たって、庁内の中で先生方の御意見を伺いながら議会を通されて、最終的に入札で売却されるというのが事例としてございます。私ども、各都道府県さんから受託していただいているのですけれども、今、バルクについての質問というのは結構出てきています。どういうふうにすればいいかというお話が来ております。

それから、2点目は、まさに時効時点の価格としてどうつくかという問題でありまして、時効が来て回収交渉できないものについては、恐らく入札しても買い手がつかない現状ではないかと思っております。ただ、連帯保証人さんの時効がまだ成立していないということがございましたら、少し値段がつくことになるかもしれません。

以上で回答になったでしょうか。

○柏市・小柳 ありがとうございます。

○司会・大表 ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。では、そちらの廊下側の。

○横須賀市・板倉 横須賀市の板倉と申します。よろしく願いします。

京都市さんにお伺いしたいのですけれども、弁護士への回収委託の件ですけれども、成功報酬の割合はどれくらいなのか。それと、委託されて弁護士さんの応募があったのか、採算が見込めるとしたのか。弁護士が訴訟とか強制執行までやるのかどうか、それだけお伺いしたいと思います。

○京都市・天野 成功報酬制の割合ですけれども、市営住宅の使用料については22%、母子寡婦貸付金については20%ということで、母子寡婦の委託を受けていただいた弁護士さんについては、（債務者との面談等も行っていることから）採算的に少し厳しいとのお話はいただいているところです。もともと成功報酬の割合は30%程度からスタートしたのですけれども、年々下がってきているという状況です。

プロポーザル実施しますと、弁護士さんとかサービサーの方とか、母子寡婦に関して募集をかけると、6社、7社ぐらいから実際に応募いただいているような状況でございます。



委託内容につきましては、催告行為と分納相談業務というところまででございまして、法的措置の委託までは行っておりません。本市の課題としましては、市長専決の額がかなり低い、法的措置の額が50万円というのがございまして、それを超えると議決が必要になるということで、委託しても一旦議決を得ないといけないということもありまして、まとめて委託というのは現在できていないということでございます。

○横須賀市・板倉 ありがとうございます。

続いて済みません、須田先生にお伺いしたいのですけれども、資料7-2の28ページ、江戸川区の財開と書いてあるのは、財産開示手続のことなのか、件数もかなりあるので、済みません。

○日本弁護士連合会・須田 生活一時貸付金、先ほど申し上げたように、基本的に反応がなければ訴訟を起こしていますので、前の方をずっと見ていただくとわかるのですけれども、判決がっぱいたまっているのです。それで、平成23年度から、最初は弁護士がやって見せたのですが、後は我々は関与していません。職員の方々が、というか、嘱託職員の方を採用していると聞いています。税の場合は、自力執行で、差し押さえから換価から配当から、全部やらなきゃいけないのですけれども、民事執行の場合は、申立書さえ出せば、後は裁判所がやってくれますので、弁護士がかかわる必要は特にないのではないかと思います。

これを見ていただくと、質問のついでに申し上げたいのですけれども、強制執行など、財産なんかないのにやってみたって無駄だと思うかわかりませんが、23年度から27年度に既に1億8,700万円回収できている。1件1件を見ると確かに合わないかもわからないですけれども、10件とか20件という単位で考えてみると、1件、例えば債務者が動産執行をやって、現場で顔を合わせてしまった。そこで分割払いの話が出たりすると、それで10件分、20件分の費用が出てしまいますので、やってみるべきです。

もう一つ、財産開示についてのお話がありましたけれども、江戸川区は強制執行をやっても取れなかったら、財産開示までやるようにしているようです。無駄だという話もあるかもわかりませんが、やってみると、そこに債務者が出てきて分割納付の話ができたこともあるのです。

もう一つ、落とすについては強制執行もやりました、不能調書をもらいました、さらに財産開示請求までやって、結局見つかりませんでしたということになると、江戸川区の場合には強制執行までやったけれども、不奏功に終わったという場合で、今後も回収の見込みがない場合には、債権管理条例により債権放棄できるので、職員の人から詳しく聞いているわけじゃないのですけれども、財産開示は多分債権放棄に向けて行っているのではないかと思います。

今の話でよろしいでしょうか。

○横須賀市・板倉 ありがとうございます。

○司会・大表 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。では、通路側の。

○船橋市・永嶋 船橋市の永嶋です。きょうはありがとうございました。

質問が2点ほどございます。先ほどサービサーさんの債権譲渡のところの説明で、入札して、議会に説明するというお話でしたけれども、結局、原因となった債権額は自治体が権利を持っていたわけです。それについて、本来、議会の議決を得て権利の放棄をするのですけれども、例えば入札が先ですと、議会の議決なくして、先にそういう行為が許されるのかどうかというところを、順番がどうなのかというところをもう少し御説明いただきたいと思います。

2点目が、野洲市さんの債権管理条例。資料だと26ページなのですが、債権放棄7条で私債権を債権放棄対象にしていらっしゃいますけれども、例えば同じ滞納者が全部の債権を滞納した場合。税とか強制徴収、非強制徴収公債権、私債権を滞納した場合に、例えば税の強制徴収公債権につきましては、地方税法10条5項で措置できますね。私債権の場合には、この債権管理条例で債権放棄する。現年度分であれば現年度に不納欠損処理ができます。

ところが、非強制徴収公債権だけは放棄するすべがないので、自治法236条で5年時効が来るまで待つのか。特に現年分ですと、この債権だけ5年間、収入未済として繰越調定しなければいけないわけですね。当然、徴収停止にするかと思えますけれども、徴収停止しても債権が残っていますから、調定が残っていて、ずっと繰越調定しなければいけない。

となると、くしくも、隣のページで債権の一元管理と言われてはいますが、同じ滞納者に対して一元的な債権管理が行われないということについて、どうして入れられなかったのかというお考えを聞かせていただき、この点については、須田弁護士先生にもちょっと御意見をいただければと思います。

○全国サービサー協会・小池 債権譲渡の件でお答えいたします。

山梨県の場合は、確かにバルク化する前に議会の承認をとっています。ただ、金額的なところについては、山梨県は最終的に物件の処理金額ぐらいしか取れないというところまでは、諮問委員の先生方もチェックしていただいて、回収できないかということで、最終的にはこの案件は、物件は競売して落札されまして、一旦バルクが取り下げになりまして、競売で残った最後の債権だけがバルクにかかったという形でございます。実際のところは最終的な結果が出る前に議会の中で合意されたというところでございます。

もう一つ、今、事前調整型特定調停をやっておりまして、特定調停につきましても、事前型としては特定調停で最終的に柔軟な調停が出たときに、そこで議会の承認が通っても解決しないということがありますので、最悪、このぐらまでは事前に決定をとっておかなくちゃいけないということがありまして、それは議会を通して、大幅な枠を決めて臨むということです。

○野洲市・長尾 それでは、御説明させていただきます。

今おっしゃっておられることは、先日の内部の会議、野洲市債権管理条例運用会議でも

同じような質問というか、危惧が各債権所管課からありました。例えば保育園でしたら、私債権としておやつ代とかバス代がありまして、その時効期限と実際の保育園料の時効が当然違いますので、そういう問題が発生しております。その中で、先ほど言いましたとおり、実際にはことし4月から始まったばかりで、そういう案件が出てきているわけではないですが、それが出てきたときにどうしようかという話は当然出てきています。

そのときに、生活困窮で債権放棄するのか、時効によって債権放棄するのか。おっしゃっているとおり、時効によって最終的に合わせて、それまで5年間なり、私債権のほうは債権放棄に別に送らなければいいだけの話であって、5年間そのまま持って、最終的に同時に時効にて処理をするのが、一番いいのではないかという話は内部ではありますが、まだそれで決定しているわけではないです。御参考になったかどうかわかりませんが、そういうことでございます。

○日本弁護士連合会・須田 弁護士の須田です。

江戸川区の債権管理条例の策定に私もかかわったわけですがけれども、江戸川区の場合も野洲市の場合と同じように私債権だけを対象にしていて、非強制徴収公債権は対象外になっています。そうした理由ですけれども、当時江戸川区で問題になっていたのが、先ほどお話しした生活一時貸付金は、6,000人とか7,000人の債務者がいるとのことでした。それから、地元の中小企業に貸した貸付金が結構な金額ありまして、それが議会で問題になった。私債権の整理がまず最初にあったということが1つです。

もう一つの理由は、自治法の規定が、債権、括弧これこれを除くとか、私債権も非強制徴収公債権も、強制徴収公債権もごちゃごちゃに規定されていて、ちょっと読んだだけではよく理解できません。職員の人たちにとって使い勝手のいい、シンプルな形の条例をつくった方がよいということが1つです。

もう一つは、江戸川区の場合は、いわゆる督促延滞金条例というものがあって、公債権の場合には20日以内に書面でもって督促しなければならないとか延滞金はこうだという規定がありましたので、とりあえずはそれで間に合うということで、必要性が出てきたら当面は時効まで待つという結果になってしまうかもしれないけれども、問題が出てきたら、また改正を考えるとということで、私債権に限定したということなのですが、おっしゃるように、そろそろ江戸川区も改正して、非強制徴収公債権についても対象に入れた方がよいのではないかというのが、私の意見です。

○司会・大表 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますでしょうか。では、そちらの真ん中の方、お願いいたします。

○三鷹市・森川 東京三鷹市の森川です。きょうは、貴重な機会をありがとうございました。

野洲市さんにちょっと御質問なのですけれども、今、触れていらっしゃった条例ですが、債権は強制・非強制・私債権、全部対象にした条例なのかということをお確認させていただきたいのと。それぞれ債権管理回収のマニュアル等の作成に至っていらっしゃるのかと

いうことをお尋ねさせていただければと思います。

あと、京都市さんのほうに、指針は多分マニュアルにかわるものなのかなと思うのですが、それぞれの債権種別に基づいた指針が作成されているのかどうかをお尋ねさせていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○野洲市・長尾 野洲市のほうから説明させていただきます。

まず、債権管理条例ですけれども、当然、債権全体のことを対象としています。その中で納税推進課が今回所管しているのが、私債権と非強制徴収債権ということでございます。

あと、マニュアルですが、マニュアルは当然あります。4月から納税推進課が所管するようになりましたが、それまで総務課が所管しておりました。総務課がたちまちのうちにつくったので、正直言って、お恥ずかしい話、税の立場からすると、これはマニュアルとしてどうだろうと思う内容でしたので、先ほど出ました運用会議におきまして、各債権所管課と、今、意見の集約をして改正している最中でございます。

あと、給食費とか一部の債権については独自でマニュアルをつくっている場合がありますので、その場合については、その課のマニュアルを優先して使うようにしております。

○京都市・山村 ありがとうございます。

京都市の指針というのは、基本的に心構えからスタートした、本当のベースのところを押さえている指針でございます。

もう一つは、実際にマニュアルというのもあるのですが、これもちょっとお恥ずかしいのですが、やはり実際に自治法とか法規上、条例上のことについての定義とか債権管理回収業務の流れというものを基本的に示したものでございます。ただ、我々は債権管理条例の検討を進めているわけですけれども、おっしゃられたように、各債権いろいろな種別があり、一番困ってくるのは、多分実務に落としたときの問題だと思いますので、そこら辺は検討会議を立ち上げております。

各債権所管課のほうで個々のマニュアルを持っているのですが、例えば話が出るのは、放棄のときの基準について、債権ごとにいろいろな開きがあるのが正直現実でございますので、そういうところをまとめながら、どういうふうにやっていくかというマニュアルづくりというものも、今、並行してやっているところでございます。

○司会・大表 ありがとうございます。

残り時間が少なくなってまいりましたので、次に手を挙げた方で最後にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。特に民間委託に限らず、公金債権回収全般的な事項でも結構ですので、この機会にお願いしたいのですけれども、では、そちらの方で最後でよろしいでしょうか。では、お願いいたします。

○沖縄県・小橋川 きょうはありがとうございました。大変勉強になりました。沖縄県の財政課の小橋川と申します。

野洲市さんの債権管理条例関係でお聞きしたいのですけれども、情報共有が問題がある

という形でおっしゃっていたのですけれども、個人情報の取扱いに関する同意書で、委員会委員に対して要請を行うことに対して同意をもらっているということでしたので、委員会の中では税の情報とかを共有されていると思うのですけれども、債権放棄する際の債権管理審査会の中でも税務課長が入って、この同意書に基づいて情報共有というのはされているのでしょうか。

○野洲市・生水 恐らく野洲市の資料の6ページの個人情報の同意書のところを見ていただいているのだと思うのです。この同意書については、先ほど、私のほうから御説明さしあげました多重債務包括プロジェクトの件で、債務整理において、こういった生活再建の目的に限り、この情報について共有するというものにさせてもらっています。

今から再建管理条例の審査会の中で、各滞納等々、私債権を持つところと個人情報同意書作成の検討に入っていこうと思っているのです。この6ページにある段階では、現場レベルでの生活困窮においての情報共有になっています。ことし中ぐらいには、その債権管理の委員会における全庁的な同意書、同じフォームを使ってやっていきたいと思っていますので、そちらのほうはまたお示しできるかと思っています。ですね、課長。

○野洲市・長尾 はい。それで、おっしゃっておられるのは、債権管理審査会で生活困窮を理由に債権放棄するときの財産の調査の手段として、それを使っているかどうかというお話だと認識しているのです。先ほど言いましたとおり、ここに市民生活相談課長が入っているのは、そういう方については、本来、市民生活相談課で御相談いただいている。ということは、6ページの資料について、もう既に承諾書をもらって、それでしている。その結果、こうなっているよ、ということなのですが、そうではなくて先ほど申し上げました同意書というのは、市民生活相談に使用するものではなくて、何も音沙汰がなくて強制執行しなければならないかもしれない場合に使用するものということです。でも、それまで、実を言うと最初から音沙汰がないというわけではなくて、ある程度分納の話とかもあったわけです。その時に分納の条件として、いろいろな財産を開示することに同意してね、もし分納を守らなかったら、これでやります、という形の話なのです。だから、私の説明不足で申し訳ありませんが、今の説明では混乱されているのかもしれないと思って、少し御説明させてもらいました。

○司会・大表 ありがとうございます。

1点、須田弁護士から先ほどの補足があるということで、お願いいたします。

○日本弁護士連合会・須田 先ほど江戸川区の強制執行に関し、財産をどうやって探しているのかという質問に対して、答えるのを忘れたのでお答えしたいと思うのですが、江戸川区の職員はこう言っています。絨毯爆撃方式と。要するに、債務者の自宅周辺の金融機関の預金口座を片っ端から押さえるというやり方をやっているようです。

○司会・大表 ありがとうございます。

それでは、皆様の多数の御意見、ありがとうございます。内閣府といたしましては、本日、皆様からいただきました御意見を踏まえまして、今後の検討、取組に生かしていき

たいと思っております。

また、内閣府では今後も本日のような研究会を開催したいと考えております。皆様におかれましては、こういった研究会で取り上げてほしいテーマがありましたら、ぜひ当事務局にお気軽にお寄せいただき御連絡いただくようお願いいたします。

それでは、最後に閉会の挨拶を内閣府官民競争入札等監理委員会事務局長の小野より申し上げます。

○小野室長 本日は、長時間にわたり熱心に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

特に、本日御報告いただきました野洲市さん、京都市さん、弁護士連合会、司法書士会連合会、サービサー協会、あずさ監査法人さん、ありがとうございました。また、議論に御参加いただきました北川先生、野口先生、清原先生、どうもありがとうございました。

本日の研究会ですが、各自治体から非常に関心が高く、申込開始早々に定員を超えるという参加申込をいただきました。各自治体等の公金債権回収への関心が非常に高いということを示しているかと思っております。会場が多少狭い中、窮屈な中、御不便をおかけしましたが、熱心に議論に参加いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の研究会では、先進事例の報告がありました。公金債権の情報一本化、市役所としての一体化、それによって生活支援に役立てようという取組。それから、債権回収業務の民間委託という観点から御報告をいただいた。それから、民間団体からは、地方自治体が抱える様々な問題点の指摘、あるいは関わり方についての提案など、いろいろございました。

自治体の債権回収業務というのは、多様な債権、多様なプロセスという組み合わせでありまして、当委員会の地方公共サービス小委員会でも結構複雑な過程をいろいろ整理したところでございます。

各自治体とも業務に関して、課題や悩み、疑問点などを、たくさん抱えておられるかと思えます。回収しなければと思いつつ、なかなか回収できない。市が一体となって取り組まなければいけないのに、課の間で合意が得られないなど、いろいろお悩みがあるかと思えますが、本日の事例はこういった悩みを抱える方々にとっても、よいヒントになったのではないかと思っております。ぜひ本日の議論を市のほうに持ち帰っていただき、市の中で議論していただき、真似しても構わない事例だと思いますので、いいところは取り入れるということをしていただければと思っております。

内閣府といたしましても、本日お話いただいた取組とか御意見を踏まえまして、さらに効果的な債権回収に向けての検討を行っていきたいと思っております。今後も、こういった債権回収に関する研究会を開催する機会を設けたいと思っておりますので、引き続き御関心を持って仕事を続けていただきたいと思っております。次回は、ぜひこちら側にお座りいただけるようにと願っております。時間もなくなりましたのでこままでとしたいと思います。本当に今日はどうもありがとうございました。お気をつけてお帰りいただければと思

っております。

○司会・大表 それでは、以上で地域の公共サービス改革に関する研究会を終了させていただきます。

皆様には、お忙しい中、御来場いただき、ありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。

本日はありがとうございました。